

松江市公共施設適正化計画
～30年後の松江市を見据えて～

平成 28 年 3 月

松 江 市

松江市公共施設適正化計画 目次

第1章 計画の位置付け	
1. 背景と目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間、対象施設	2
第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題及び将来見通し	
1. 人口	3
2. 財政	4
3. 保有資産の状況と課題	5
4. 将来更新経費試算	6
第3章 適正化に向けた基本方針	
【公共施設】	10
適正化3つの目標	
適正化5原則	
数値目標	
分野別改善の方向性	
【インフラ】	15
分野別改善の方向性	
第4章 公共施設適正化計画	
【公共施設】	
1. 視点①（第一次評価）：用途別適正化の方向性検討	17
2. 視点②（第二次評価）：地域別適正化の方向性検討	18
3. 第1期計画（平成28年度～平成32年度）	39
4. すでに適正化を行った施設（平成17年度～平成27年度）	43
【インフラ】	46
第5章 計画の推進に向けた取り組み	
1. 公共施設等の管理に関する方針	49
2. 計画の推進に向けた取り組み	51
《計画の着実な遂行に向けて》	53

第1章 計画の位置付け

第1章 計画の位置付け

1. 背景と目的

本市は、平成17年以降9つの自治体が合併して誕生しましたが、いずれの自治体においても、高度経済成長期以降、多くの公共施設を整備してきました。今後、それらの公共施設の老朽化が進み、施設の維持、改修、更新などに多額の費用が必要となることが見込まれます。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行に伴う施設需要の変化、地方交付税の削減や扶助費の増加等に伴う厳しい財政事情など、公共施設を取り巻く環境が変化していくことから、適正な公共施設・インフラのあり方について検討すべき時期を迎えています。

また、近年、全国各地でも公共施設やインフラに起因した市民生活に重大な影響を及ぼす事故が発生しています。このため、全国の自治体では、市民の安全・安心を確保するための早急な対策が必要であり、国においても、平成25年11月にインフラの老朽化の対策の推進を目的とした「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、これに基づき、平成26年4月に各地方自治体に対して、全ての公共施設等を対象とした管理等の基本的な考え方を示す「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。

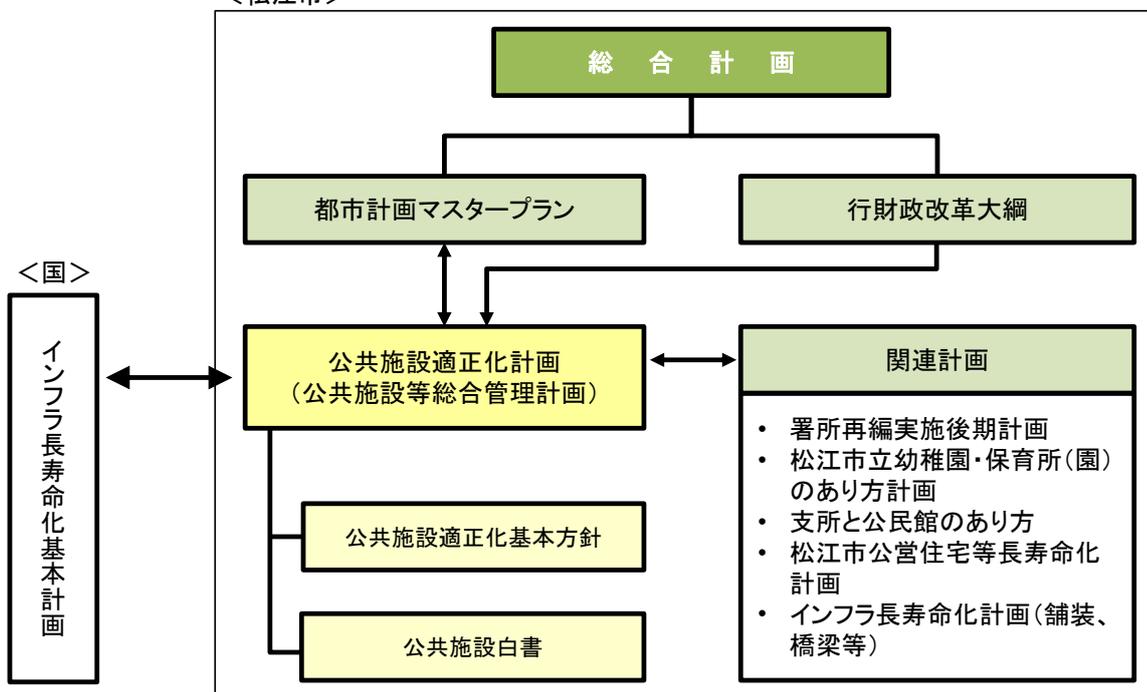
本市でも、「松江市公共施設白書」（平成25年6月）の策定により、市が保有する全ての公共施設を維持、改修、更新していくことが困難な状況にあることを認識したことから、本市が保有する多種・多様な公共施設を将来にわたり持続可能な量と質へと転換するため「松江市公共施設適正化基本方針」（平成26年9月）に沿って、中長期的な視点から公共施設のあり方を個別具体的に示す「松江市公共施設適正化計画（松江市公共施設等総合管理計画）」を策定しました。

2. 計画の位置付け

本計画は、総合計画に適合するものであるとともに、都市計画マスタープラン、行財政改革大綱と適切に連携します。

また、既に施設の整備や維持管理等の考え方を示している個別計画については、本計画との整合を図ります。

図表 1-1 計画の位置付け
<松江市>



3. 計画期間、対象施設

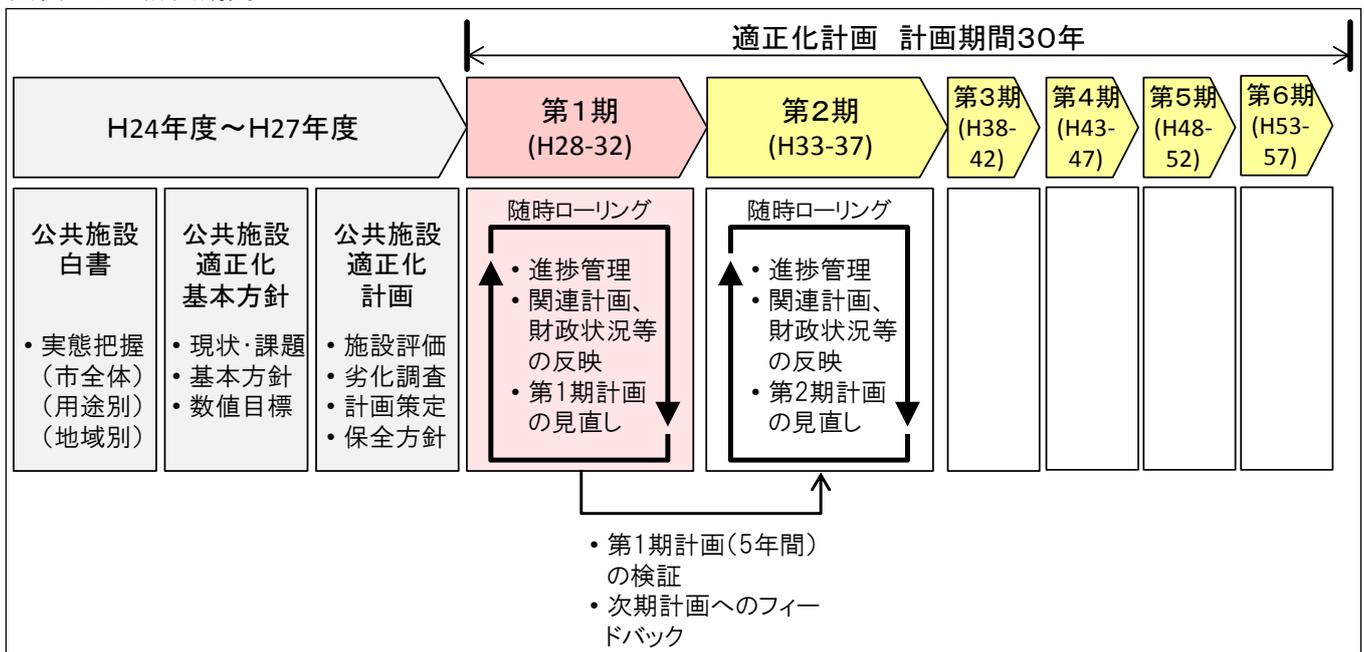
(1) 計画期間

将来更新経費の試算から約30年後が更新のピークにあたる見込まれることから、平成28年度から平成57年度までの30年間を本計画の対象期間とします。

なお、計画については、5年ごとに区切った全6期の計画としますが、公共施設等の適正化の対象施設や実施時期は、随時ローリングをかけながら可能な限り早期に実施できるよう見直しを行います。また、関連計画の策定・変更がなされた場合や本市の財政状況等に変更が生じた場合等にも、必要に応じて適宜見直すこととします。

- ・計画期間：平成28年度～平成57年度（30年間）

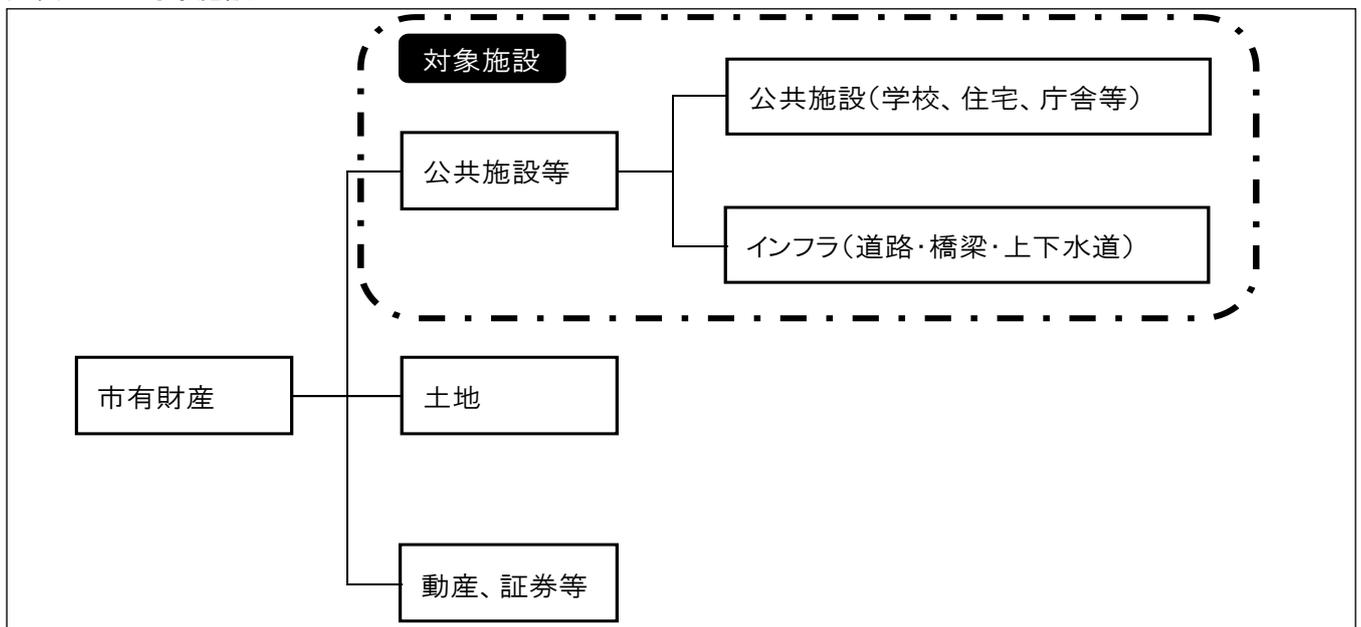
図表 1-2 計画期間



(2) 対象施設

本計画では、以下に示す本市が保有する公共施設等を対象とします。

図表 1-3 対象施設



第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題 及び将来見通し

(「松江市公共施設適正化基本方針」一部抜粋)

第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題及び将来見通し

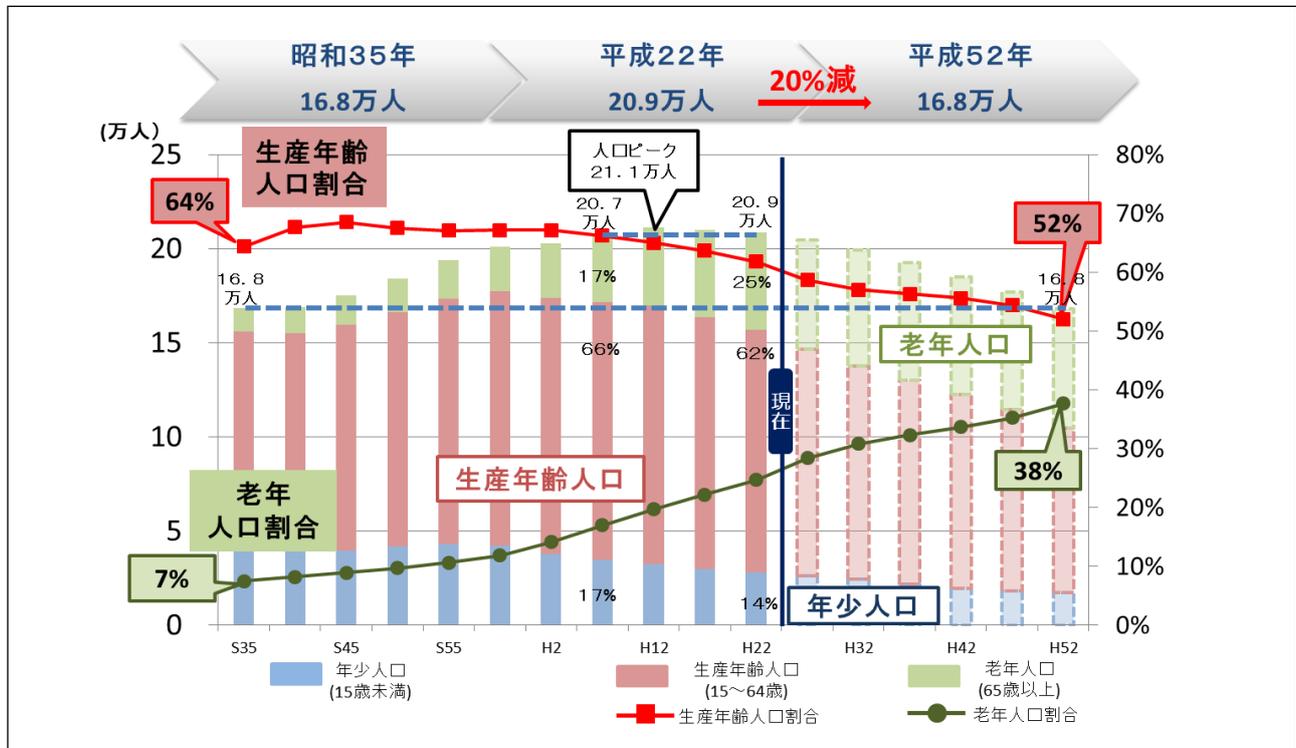
1. 人口

本市の総人口は平成12年をピーク（21.1万人）に減少傾向にあります。平成22年現在では20.9万人とピーク比微減の状況ですが、今後も減少が続き平成52年には16.8万人と30年間で4.1万人減少（▲20%）する見込みです。

平成22年の総人口は平成7年とほぼ同じ水準ですが、年齢内訳は生産年齢人口割合が低下（66%→62%）し、老年人口割合は増加（17%→25%）する等、人口構成が変化しています。さらに、平成52年の総人口は昭和35年と同水準となる見込みですが、その人口構成は著しく変化します（生産年齢人口割合：64%→52%、老年人口割合：7%→38%）。

こうした人口構成の変化により、税収減と扶助費の増加は必至と言えます。

図表 2-1 松江市の人口推計



(出典 松江市資料及び国立社会保障・人口問題研究所 平成25年3月推計)

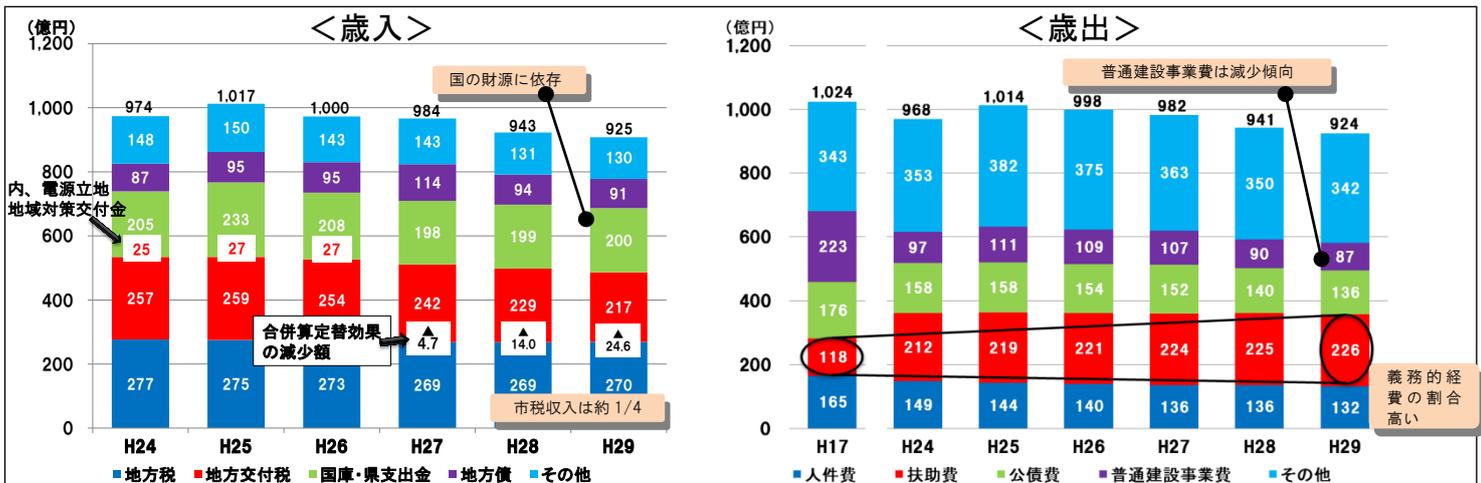
2. 財政

(1) 歳入・歳出

歳入のうち、普通交付税は、平成26年度に合併算定替えによる特例措置が終了するため、以後徐々に減少し、特例措置がなくなる平成34年度には現行の水準より57億円程度減少します。

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の歳出に占める割合は増加しており、平成24年度時点で50%を超えています。扶助費は増加傾向が著しく（県庁所在地別老年人口割合8位）、平成17年度は118億円でしたが、平成29年度は226億円と倍増する見込みです。その後も老年人口は増加が続く見込みのため、扶助費はさらに増大していくことが懸念されます。

図表 2-2 松江市の歳入・歳出推移



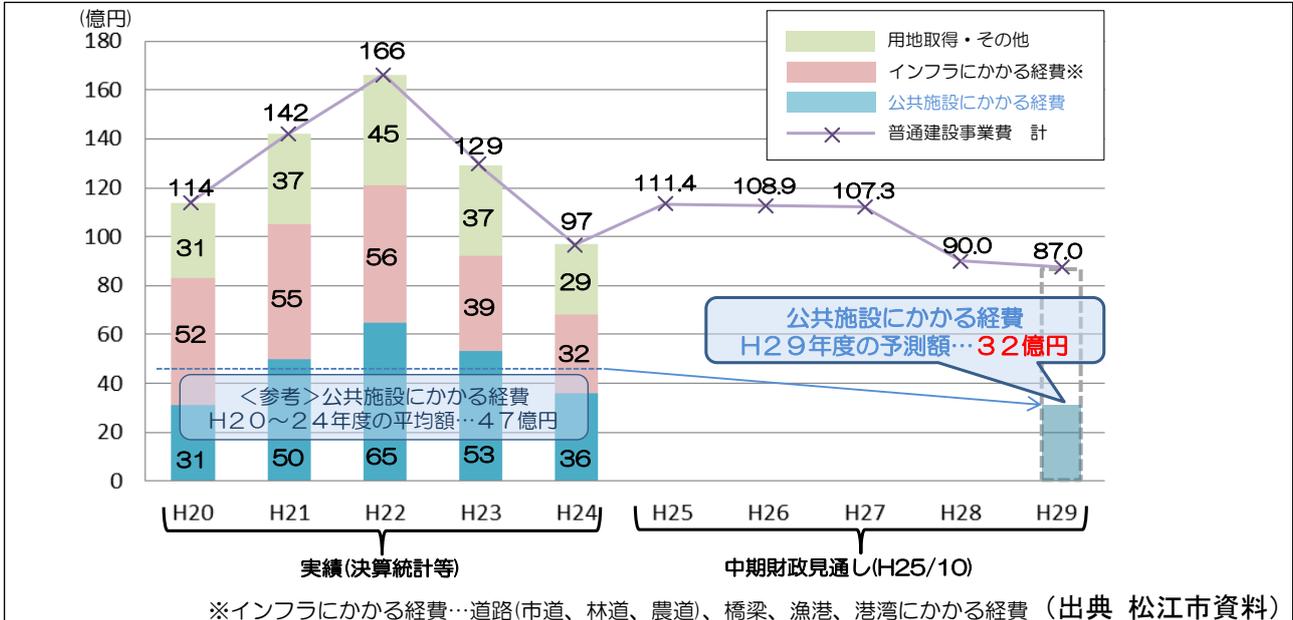
（出典 平成17、24年度実績は松江市一般会計決算概要、平成25～29年度見通しは松江市中期財政見通し）

(2) 普通建設事業費（一般会計ベース）の推移

本市の普通建設事業費の今後の見通しは、新体育館の建設等、平成27年度までは110億円前後を見込んでいるものの、扶助費の増加、市税収入の減少等から、平成28年度以降は90億円を下回る経費しか想定していません。

そこで、平成24年度の普通建設事業費における公共施設にかかる経費の割合37%を用いて、平成29年度の普通建設事業費における公共施設にかかる経費を試算すると32億円（87億円×37%）となり、現状より一段と低い水準になることが予想されます。

図表 2-3 普通建設事業費の推移（※エコクリーン松江、松江歴史館にかかる事業費は除く）



3. 保有資産の状況と課題

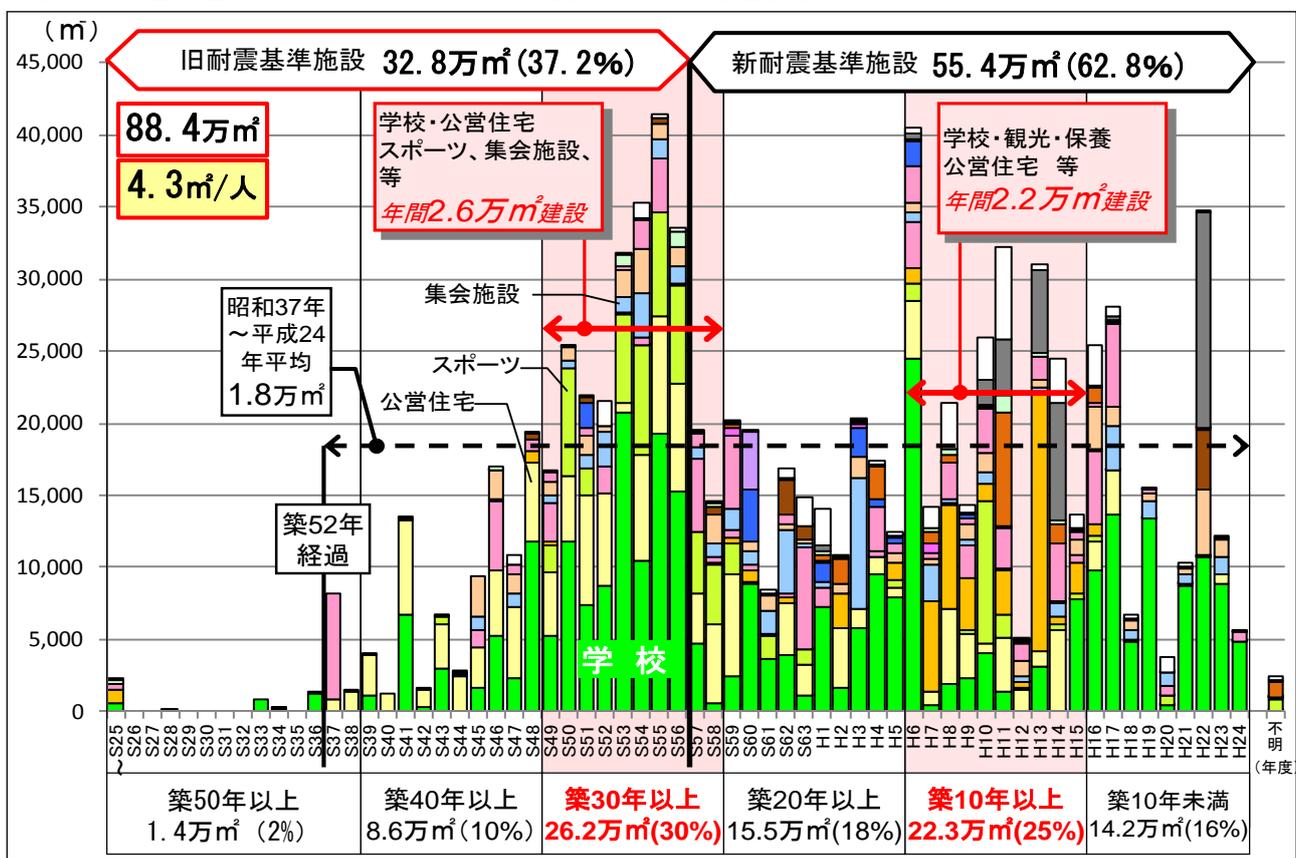
本市が保有する公共施設は、市民1人当たり4.3㎡/人となっています。

築年別の整備状況をみると、旧耐震基準の建物が32.8万㎡（37%）、新耐震基準の建物が55.4万㎡で全体の約63%を占めており、比較的新しい施設が多くなっています。

古くは、昭和37年（築52年経過）ごろから直近まで継続的に整備してきており、年間平均約1.8万㎡となっています。その中で、昭和49年から昭和58年の約10年間は、学校、公営住宅、スポーツ施設等を年間約2.6万㎡と集中的に整備しています。さらに、平成に入ってから現在に至るまでは、バブル経済崩壊後、国の景気対策に呼応する形で、特に平成6年以降10年間でも学校や観光・保養施設、公営住宅等を年間約2.2万㎡と集中的に整備しています。

原子力発電所立地による振興策として、電源立地地域対策交付金を財源に、それまで整備が遅れていたインフラ施設に加え、教育文化施設をはじめとする様々な公共施設を整備しています。

図表 2-4 建物延床面積の内訳（インフラ施設及び未利用施設を除く）



用途	延床面積	割合	用途	延床面積	割合
学校教育系施設	320,419 ㎡	36.2%	供給処理施設	35,921 ㎡	4.1%
公営住宅	144,717 ㎡	16.4%	産業系施設	16,955 ㎡	1.9%
スポーツ・レクリエーション系施設	120,532 ㎡	13.6%	社会教育系施設	14,721 ㎡	1.7%
市民文化系施設	63,874 ㎡	7.2%	公園	6,719 ㎡	0.8%
行政系施設	50,137 ㎡	5.7%	診療施設	1,775 ㎡	0.2%
子育て支援施設	42,326 ㎡	4.8%	その他	27,238 ㎡	3.1%
保健・福祉施設	39,162 ㎡	4.4%			
合 計			884,497 ㎡		

※図表の数値は端数処理をしているため、100%にならない場合があります。

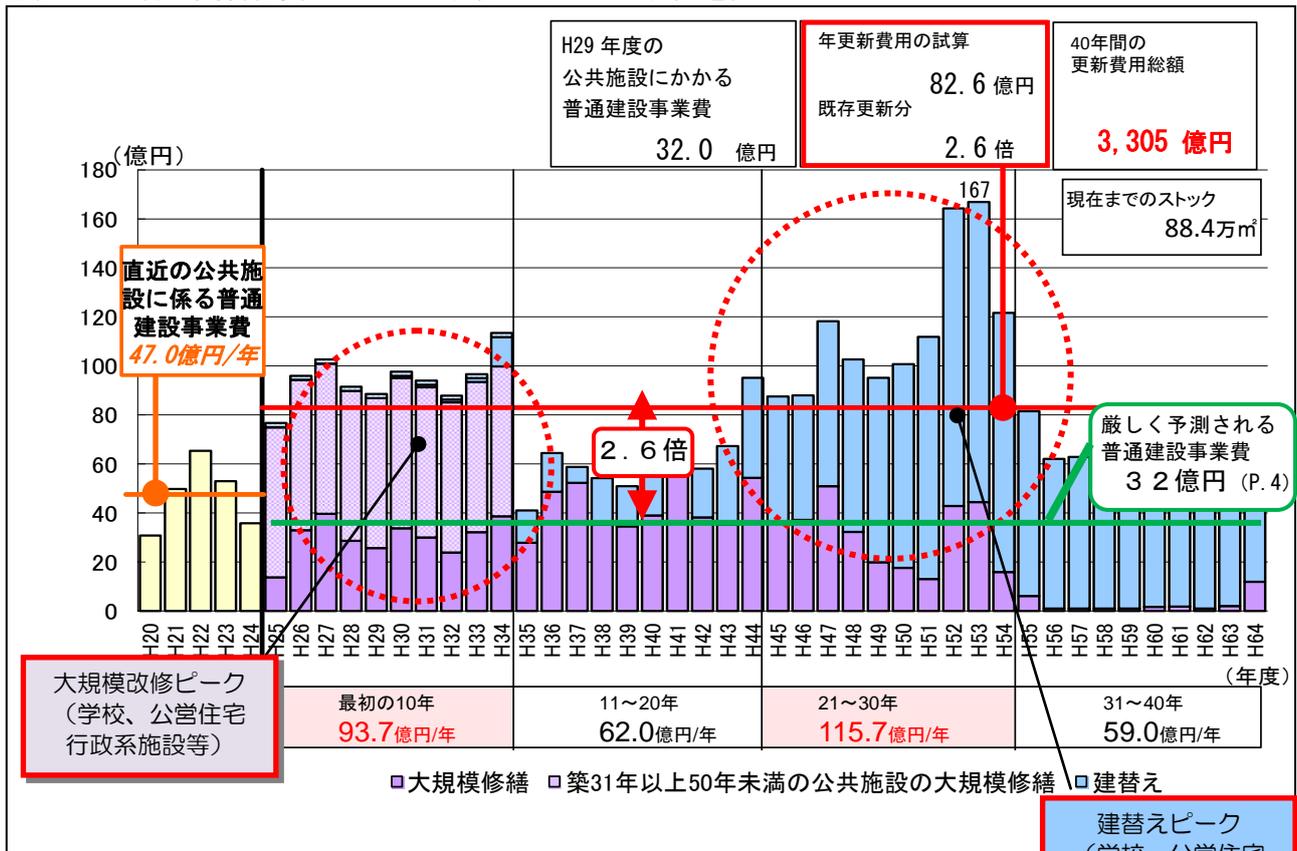
4. 将来更新経費試算

<公共施設>

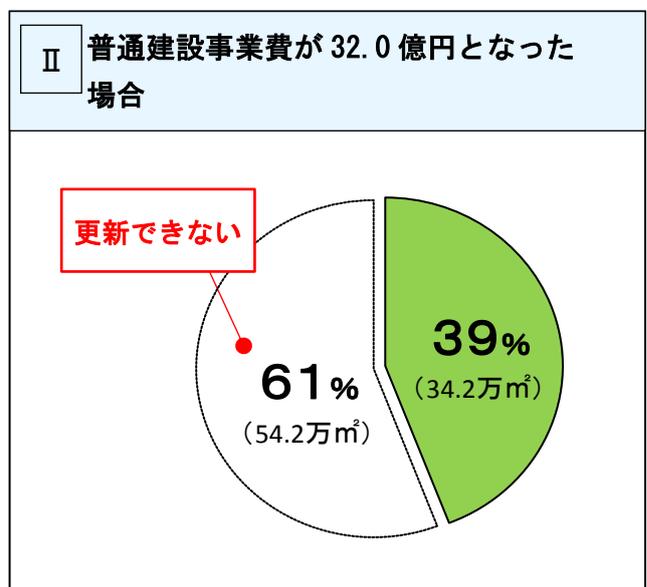
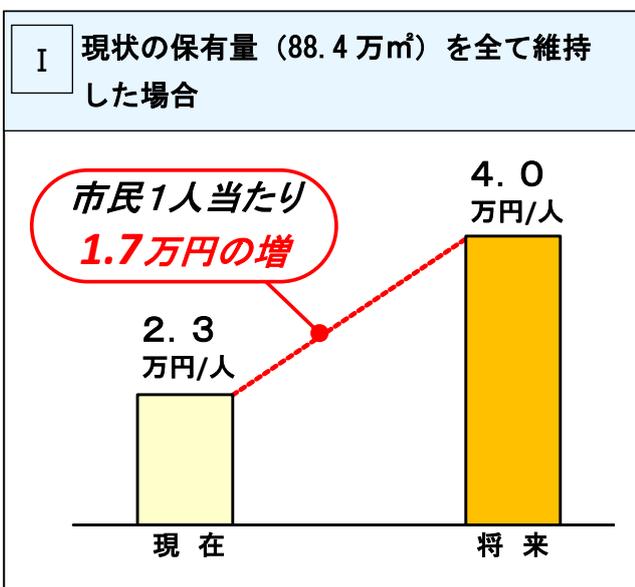
本市が保有する公共施設にかかる将来更新経費は、平成25年度から平成64年度までの40年間に於いて、一定の条件で積み上げると年平均82.6億円と試算されます。

これは、過去5年間の公共施設にかかる普通建設事業費約47億円の約1.8倍の水準であり、前述の平成29年度の公共施設にかかる普通建設事業費32億円の約2.6倍にあたることとなります。つまり、4割弱の更新しかできないという極めて厳しい状況が浮かび上がってきます。

図表 2-5 将来更新経費（インフラ施設及び未利用施設を除く）



このままの状態を維持すると



<インフラ資産>

本市が保有するインフラ資産（道路（一級・二級幹線市道、その他市道、自転車歩行者道）、橋りょう、上水道、下水道）の状況は、次のとおりです。インフラ資産も、公共施設と同様、今後、耐震化及び老朽化等の維持・更新費用が必要とされています。そこで、インフラ資産も、今後40年間にかかるコストを総務省が公表している試算ソフトにより算出しました。

	保有状況			保有状況	
道路	一般道路	10,812,434㎡	上水道	総延長	933,660m
	自転車歩行者道	2,911㎡			
橋りょう	橋りょう面積	84,662㎡	下水道	総延長	952,799m

<総務省ソフトの試算条件及び試算結果>

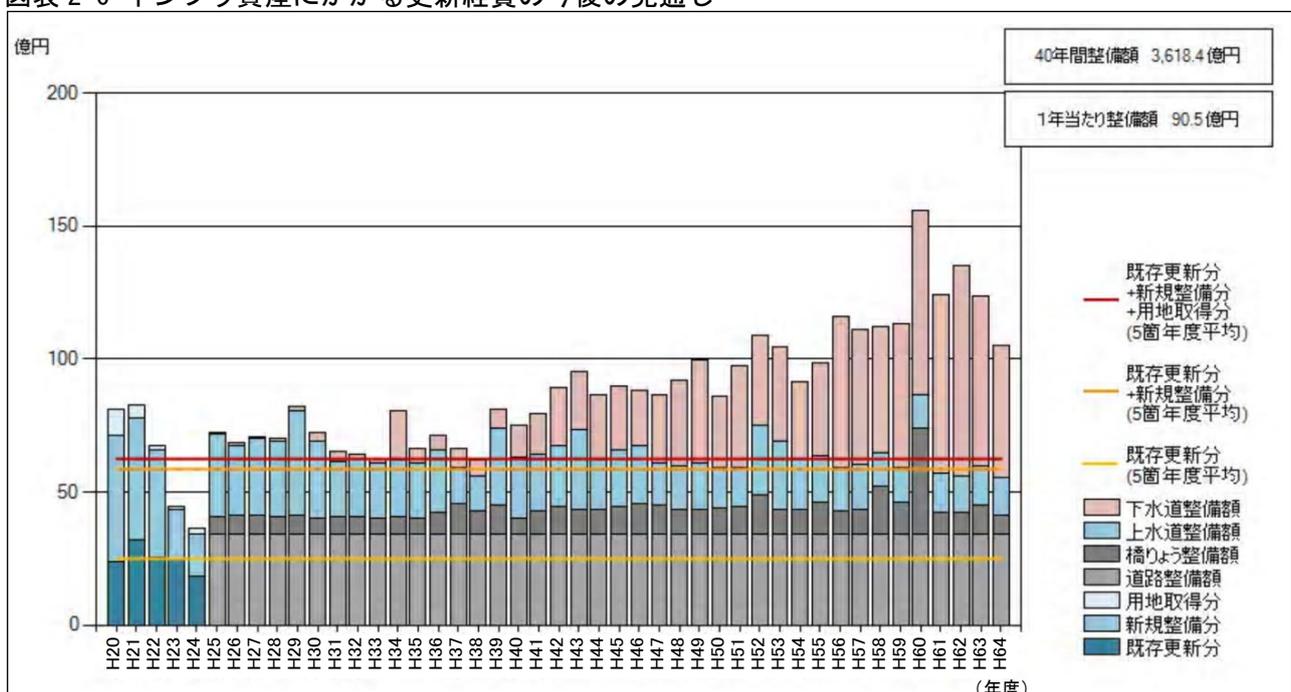
- 1) 道路
全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定
40年間総額 1,355.4億円 年平均33.9億円
- 2) 橋りょう
整備した年度から法定耐用年数60年を経過した年度に更新すると仮定
40年間総額 404.3億円 年平均10.1億円
- 3) 上水道
上水道管は、整備した年度から法定耐用年数40年を経過した年度に更新すると仮定
40年間総額 821.2億円 年平均20.5億円
- 4) 下水道
下水道管は、整備した年度から法定耐用年数50年を経過した年度に更新すると仮定
40年間総額 1,037.6億円 年平均25.9億円

上記の結果、道路等のインフラ整備にかかる費用として今後40年間の総額で3,618.4億円、年平均約90.5億円が必要と予測されます。

なお、インフラ資産については、日常生活を営むうえで最低限必要な施設であることから、長期的な維持管理を実現していくこととしています。

本市においては、普通建設事業費の対象となっている資産は、公共施設、道路及び橋りょうとなっています。また、合併前の東出雲町分の実績は含んでいません。

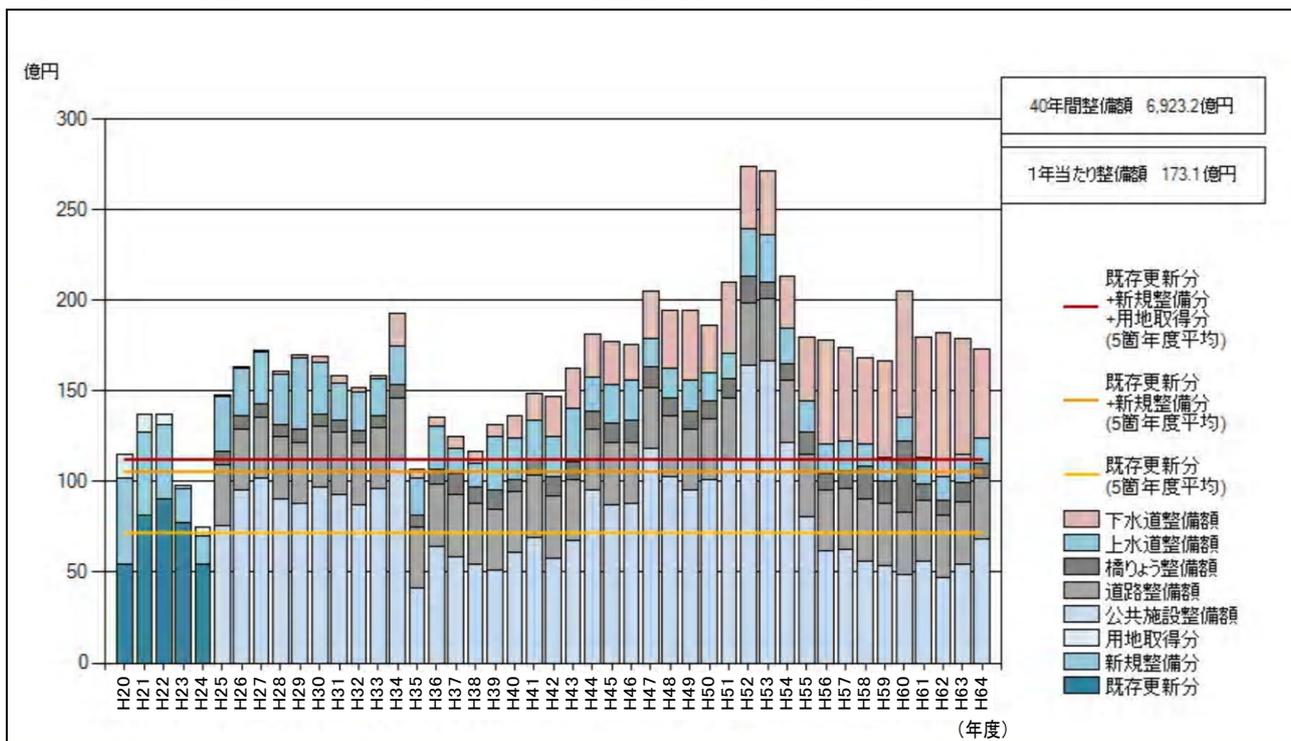
図表 2-6 インフラ資産にかかる更新経費の今後の見通し



<全体（公共施設及びインフラ資産）>

公共施設とインフラ資産の全体にかかる将来更新経費は、今後40年間総額で6,923.2億円、年平均173.1億円が必要となり、平成20年度から24年度までの公共施設及びインフラ資産にかかる更新経費（公共施設及びインフラ既存更新分）の平均額71.8億円の約2.4倍となることが見込まれます。

図表 2-7 公共施設及びインフラ資産にかかる更新経費の今後の見通し



[総務省試算ソフトの試算条件]

■公共施設（建築物）

(1) 耐用年数の設定

目標耐用年数 60年(日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」)

(2) 更新年数の設定

- 建築時より30年後に大規模改修を行い、60年間使用して建替え
- 現時点で、建設時より31年以上、50年未満の施設については、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定
- 現時点で、建設時より51年以上経過しているものは、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わないと仮定

(3) 建替え、大規模改修時の単価設定(※建替えについては、解体費含む。)

	建替え	大規模改修
市民文化系、社会教育系、行政系、産業系施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系、保健・福祉施設	36 万円/㎡	20 万円/㎡
学校教育系、公園、供給処理施設	33 万円/㎡	17 万円/㎡
公営住宅	28 万円/㎡	17 万円/㎡

※単価は、先行して試算に取り組んでいる地方自治体の調査実績や設定単価等をもとに総務省が設定

■インフラ等

(1) 道路

- 全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定

一般道路	4,700 円/㎡
自転車歩行者道	2,700 円/㎡

(2) 橋りょう

- 整備した年度から法定耐用年数60年を経過した年度に更新すると仮定

PC橋、RC橋、石橋、その他	425 千円/㎡
鋼橋	500 千円/㎡

※PC 橋 プレストレスト・コンクリート橋、RC 橋 鉄筋コンクリート橋

(3) 上水道

- 上水道管は、整備した年度から法定耐用年数40年を経過した年度に更新すると仮定
- 耐用年数が既に経過している上水道管については、試算した年度から5年間で均等に更新すると仮定
- 上水処理施設の建築部分及びプラント部分については、公共施設の更新年数と同じ年数で更新すると仮定

導水管及び送水管	～300mm未満	100 千円/m
	300～500mm未満	114 千円/m
	500～1000mm未満	161 千円/m
配水管	～150mm以下	97 千円/m
	～200mm以下	100 千円/m
	～250 mm以下	103 千円/m
	～300 mm以下	106 千円/m
	～350 mm以下	111 千円/m
	～400 mm以下	116 千円/m
	～450 mm以下	121 千円/m
	～550 mm以下	128 千円/m
	～600 mm以下	142 千円/m

(4) 下水道

- 下水道管は、整備した年度から法定耐用年数50年を経過した年度に更新すると仮定
- 耐用年数が既に経過している下水道管については、試算した年度から5年間で均等に更新すると仮定
- 下水処理施設の建築部分及びプラント部分については、公共施設の更新年数と同じ年数で更新すると仮定

管種別	コンクリート管、塩ビ管、陶管等	124 千円/m
	更生管	134 千円/m

第3章 適正化に向けた基本方針

第3章 適正化に向けた基本方針

【公共施設】

◆適正化3つの目標

本市で実施する公共施設の適正化は、単に財政が苦しいから行うのではなく、市民サービスの向上の視点を持って進めることを明確にするため、次の3つの目標を掲げて取り組みます。

1 公共サービスを向上します

現在の公共サービスを見直して、市民目線に立ち、「まちづくり」に資するサービスを提供します。

2 市民の安全を守ります

災害時の避難施設としての役割も意識し、安全で安心できる、良質な建物を提供します。

3 財政を健全にします

次の世代に負担を強いることの無いよう、財政負担の軽減と平準化を図ります。

◆適正化5原則

適正化の目標を達成するために、5つの原則を掲げます。

1 新規整備は行わない【増やさない！】

原則として新規整備（取得）は行わないこととし、公共施設サービスの新たな需要がある場合には、未利用施設や既存施設の有効活用の徹底により対応します。

2 現在保有している施設のスリム化【減らす！】

公共施設白書のデータベースを最大限活用し、本当に行政が行わなければならない施設を見極め、そうでないものについては民間譲渡や廃止を明確にします。

3 安全で魅力ある施設の提供【安全快適！】

公共施設サービスに必要なものは、施設（ハコ）ではなく、施設の中にある機能・サービスであることを明確にし、1施設1機能の考え方を改め、必要な機能については、地域の拠点整備といった視点を持って集約化を図り、地域の活性化につながるサービスを再編します。

4 施設を利用しない市民への配慮【公平公正！】

施設の積極的なPRや魅力のある事業の実施など運営改善に努めるとともに、受益者負担の原則に基づき、利用料金や減免のあり方を見直します。

5 未利用財産の売却推進【財源確保！】

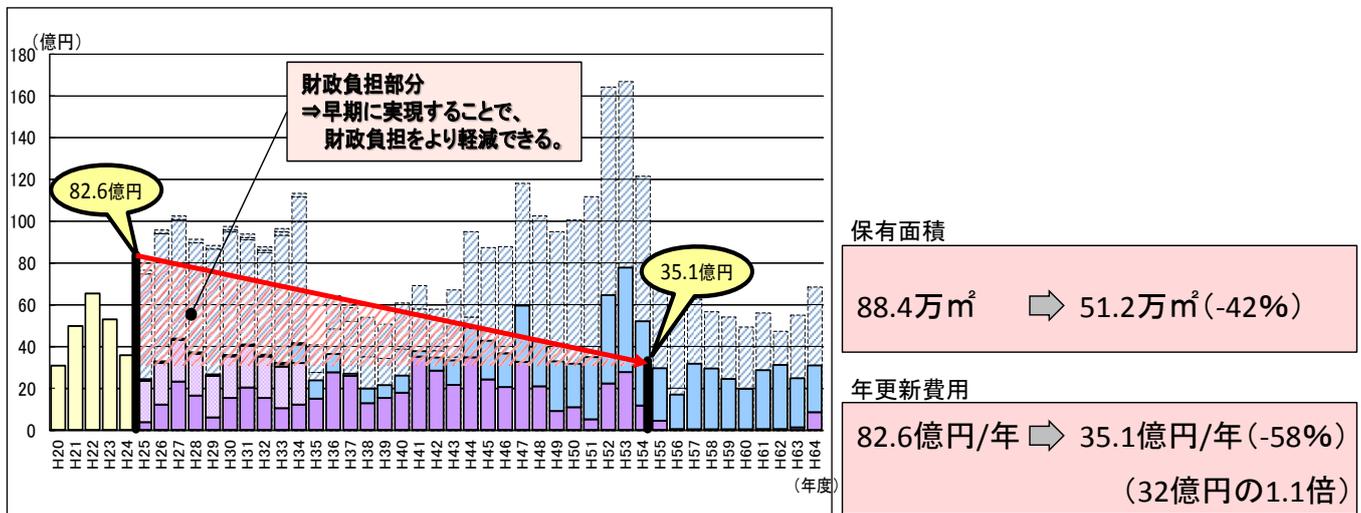
現在、未利用となっている土地・建物はもちろん、今後、施設の統廃合に伴い不要となる土地・建物を積極的に売却することにより必要な財源を確保するとともに、不必要な維持管理費等の圧縮を図ります。また、市民ファンドの創設等により積極的に財源確保に努めます。

◆数値目標

将来更新経費の試算から61%の施設が更新できないという試算を重く受け止め、近い将来、市の財政が破たんしかねないという最大限の危機感を持ち、全ての分野が、原則、施設の半減（保有延べ面積の50%削減）以上を目指すことを基本として統廃合を行います。

広域・市域対応施設及びコミュニティ対応施設の改善や将来人口の減少に応じた生活圈施設の改善、さらに、総合的保全計画、維持管理方式の見直し等を実施することにより、保有面積は約88.4万㎡から約51.2万㎡まで約37.2万㎡（42%）削減、年更新費用は現状の82.6億円/年から35.1億円/年となり、今後、今後見込まれる公共施設にかかる更新経費32.0億円の1.1倍となると試算しました。

この数値は、今後30年間で実現を目指すべき数値ですが、より早期に目標値に近づける努力をしなければ、財政負担の軽減に繋がりません。そのため、本計画における適正化の対象施設や実施時期について、随時ローリングをかけながら見直します。



◆分野別改善の方向性

適正化5原則に基づき、総量縮減に向けた用途ごとの取り組みの方向性は下記のとおりです。

用途	改善の方向性
文化ホール	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用・コスト・老朽化の状況、県や近隣自治体の施設設置、民間事業所の動向等を見極めたうえで統廃合を進め、将来的には、総合的な文化ホールは市域に1箇所とする。 ➤ 比較的自立して運営されている施設は、可能な限り、利用主体等への譲渡を進める。 ➤ 公民館や支所等と複合化したホールについては、当面、総合文化センターの補完施設として活用する。
交流・イベント施設・市民活動センター	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用・コスト・老朽化の状況等を見極め、統廃合を進める。 ➤ 必要な機能は、他の公共施設への集約化を図る。 ➤ 集会所として利用している施設は、地域への譲渡を進め、躯体や設備に重大な棄損が生じた場合には更新しない。 ➤ 市民活動センターは、民間のノウハウを積極的に導入して、一層の効率的な施設運営に努める。 ➤ 民間への払い下げも含めて検討する。

公民館	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 1 地域 1 公民館となっていない地域においては、再編に向けた取り組みを促進する。 ➤ 支所と公民館のあり方検討を踏まえ、複合化を進める。 ➤ 子育て施設等他分野の機能についても可能な限り複合化・多機能化を図る。 ➤ 地区公民館については、利用している地域への譲渡を進める。 ➤ ホールなどを併設した施設については、一定のニーズがあることから、今後とも利用促進を図り、利用率を維持していく。
集会所（公民館分館等含む）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 引き続き、利用している地域への譲渡を進める。
博物館（松江歴史館）・名所・旧跡等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各施設とも一定の利用があることから、民間のノウハウを積極的に導入して、一層の効率的な施設運営に努める。
資料館（歴史・民俗資料館等）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設については、貴重な文化財を有効に活用するために、展示目的や事業内容、来場者の状況、地域性を十分考慮したうえで、他施設との複合化などを含め有効活用策について検討する。
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中央図書館機能を維持しつつ、配送等のサービスや、ITの活用により、施設整備を伴わない図書館サービスの充実を図る。 ➤ 県立図書館との連携と機能分担により、効率的な運営を行う。
観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 全般的には、周辺民間施設との競合や採算性を見ながら、必要性を明確にしたうえで、運営の見直しや統廃合を行う。 ➤ 公募指定管理への移行を進める。 ➤ 高稼働、採算が見込める施設については指定管理更新時等のタイミングに合わせて民間譲渡を進める。 ➤ 明らかに、稼働率が低く、利用者が少ない施設については、廃止を検討するとともに、躯体や設備に重大な棄損が生じた場合には更新しない。 ➤ 設備を含めた総合的な建物診断を実施し、計画的な設備更新・修繕により、予防保全に努める。
保養施設	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 全般的には、周辺民間施設との競合や採算性を見ながら、必要性を明確にしたうえで、運営の見直しや統廃合を行う。 ➤ 公募指定管理への移行を進める。 ➤ 高稼働、採算が見込める施設については指定管理更新時等のタイミングに合わせて民間譲渡を進める。 ➤ 明らかに、稼働率が低く、利用者が少ない施設については、廃止を検討するとともに、躯体や設備に重大な棄損が生じた場合には更新しない。 ➤ 設備を含めた総合的な建物診断を実施し、計画的な設備更新・修繕により、予防保全に努める。
体育館等屋内施設	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新総合体育館は屋内スポーツの拠点施設と位置付け、スポーツの推進を図るため有効に活用する。 ➤ 各地の体育施設については、利用実態や避難所機能など総合的に判断したうえで、地域ブロック制を図り必要な施設を絞り込み、統廃合を行う。 ➤ 稼働率、利用者数などが著しく低い施設は、原則更新しない。 ➤ 老朽化による大規模改修が必要になった場合、学校体育館との共用化を検討する。

屋外施設（スポーツ施設）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 松江総合運動公園を屋外スポーツ拠点施設と位置付け、スポーツの推進を図るため有効に活用する。 ➤ 各地の屋外施設については、老朽化による大規模改修が必要になった場合は、立地状況や利用実態など総合的に判断したうえで、地域ブロック制を図り重複機能などの統廃合を行う。 ➤ 稼働率、利用者数などが著しく低い施設は、原則更新しない。
産業支援施設（松江テルサ等）・農園	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 全般的には、周辺民間施設との競合や採算性を見ながら、必要性を明確にしたうえで、運営の見直しや統廃合を行う。 ➤ 利用頻度の低いものは廃止を検討する。 ➤ 地域等が主体となり運営されている施設は、可能な限り、利用主体への譲渡を進める。 ➤ 松江テルサについては、現在の保有機能を有効活用するとともに、今後、利用者のニーズを把握して機能を追加・集約することにより、施設の付加価値を高め、日常的な利用拡大と周辺地域の賑わい創出の場としての役割を果たす。なお、機能の追加・集約については、松江市で保有する同様の施設の統合も含めた検討を合わせて行う。
保健・福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 全般的には、利用・コスト・老朽化の状況、類似施設の近接状況、市域全体のバランス等を見極め、将来的には、総合的な保健福祉センターは市域に1箇所とし、他は類似施設を含め、複合化・多機能化も検討する。 ➤ 比較的自立して運営されている施設は民間譲渡を進める。 ➤ 比較的新しい施設については、分野にこだわらない複合化・多機能化を受け入れ、新たな地域コミュニティの拠点施設として再編を検討する。
デイサービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公共施設としては廃止し、民間譲渡を行うことを基本とする。 ➤ 躯体や設備に重大な棄損が生じた場合には更新しない。
老人福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用している地域への譲渡を進める。 ➤ 比較的状态の良好な施設については、並行して他部局の所管する類似施設を含め、複合化・多機能化も検討する。 ➤ 躯体や設備に重大な棄損が生じた場合には更新しない。
介護予防拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公民館分館や地域集会所と同様に、利用している地域への譲渡を進める。ただし、既に、地元集会所があり受け入れが難しい場合は廃止する。 ➤ 躯体や設備に重大な棄損が生じた場合には更新しない。
障がい者支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2施設については、施設を設置した経過、周辺民間施設の設置状況や市の役割等を考慮しながら、民間譲渡を含めあり方を検討する。 ➤ 現在、貸付けを行っている物件については、老朽化等に伴い躯体や設備に重大な棄損が生じた場合には更新しない。 ➤ 障がい者の方への日中活動の場を提供する施設ニーズは高いが、今後は、行政が直接施設を建てたり、老朽化施設を貸すといった方式でなく、施設建設費や運営費を補助する等の支援方式で対応する。
人権・交流施設	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設における事業を整理し、老朽化や地域性を十分考慮したうえで、統廃合を含め、あり方を検討する。

幼稚園・幼保園	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「松江市における幼稚園・保育所（園）のあり方計画」の内容を踏まえ、施設の利用や管理状況を検証したうえで、小規模園（児童数20人以下）の統廃合、幼保一元化を進める。 ➤ 新しい施設は予防保全の観点で定期的なメンテナンスを検討する。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「松江市における幼稚園・保育所（園）のあり方計画」の内容を踏まえ、施設の利用や管理状況を検証したうえで、小規模園の統廃合、幼保一元化や民間譲渡を進めていく。
児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校・公民館への複合化や民間施設の借り上げによって対応することを基本とする。
児童館等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の事情を踏まえ、公民館事業、児童クラブ等の類似事業と連携を念頭に統廃合を行う。
診療所	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設を設置した経過、周辺民間施設の設置状況や地域性を十分考慮したうえで、可能な限り、関係者への譲渡を進める。
本庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本庁舎は、いずれ、建替えを行わなければならない施設であることから、整備手法については、公共施設適正化の進め方を踏まえて検討する。 ➤ 整備に当たっては、PFI、PPP といった手法により、民間ビルの賃借等、民間活力の活用により、財政負担の平準化、軽減を図る。
支所	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 支所と公民館のあり方検討を踏まえ、複合化を進める。 ➤ 公民館への機能集約に当たっては、子育て施設等他分野の機能についても可能な限り複合化・多機能化を図る。
消防署・出張所	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 引き続き、署所の再編計画に基づき統廃合を行う。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校施設の老朽化に対しては、良好な教育環境の整備に向けて、計画的に長寿命化を図っていく。 ➤ 年少人口の減少に伴い、地域によっては複式学級になるなど極小規模の学校が増えることが予想される。 ➤ 適切な教育環境の実現を図ることを前提に、児童・生徒数の状況と施設の老朽化の度合いを見ながら、小中一貫校化の推進も念頭に置いた統廃合も検討していく。
給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校給食センター再編整備計画を立て、運営・維持管理等に関する民間委託の拡大や大規模改修、設備更新時での PFI の導入等、民間活力の活用を図る。
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 県営住宅、民間住宅との競合や採算性を見ながら、市営住宅の必要性を明確にしたうえで統廃合を行う。 ➤ 新規整備は行わず、市街地の空き家等を有効に活用しながら、必要戸数を確保する。 ➤ 老朽化した施設は、施設の廃止計画を作成し原則廃止する。
供給処理施設（廃棄物処理施設等）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 運営・維持管理等に関する民間委託の拡大を図る。
各種施設（斎場・墓地・駐輪場等）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 運営・維持管理等に関する民間委託の拡大を図る。 ➤ 比較的自立して運営されている施設は、可能な限り、利用主体へ譲渡する。 ➤ 全般的には、周辺民間施設との競合や採算性を見ながら、必要性を明確にしたうえで、運営の見直しや統廃合を行う。

【インフラ】

◆分野別改善の方向性

総務省が公表している試算ソフトにより、道路・橋りょうにかかる将来更新経費は、平成25年度から平成64年度までの40年間において、年平均44.0億円と試算されます。

一方、道路・橋りょうの将来更新経費に充当できる普通建設事業費は、公共施設と同様の考え方で、平成24年度の割合をもとに試算すると、平成29年度で16.5億円程度となります。

必要とされる更新経費と充当できる事業費を比較すると大きな開きがありますが、市民の安全・安心を確保するためには、適正に維持管理をしていかなければなりません。したがって、維持管理方法などの見直しをしながら経費の縮減を図り、更新に必要な財源の確保に努めます。

なお、上下水道にかかる更新経費については、策定済みのそれぞれ経営戦略プランに基づき、健全経営を図りながら、使用料等の収入の中で対応していきます。

	改善の方向性
道路	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 幹線道路のうち重要路線（緊急輸送道路の指定路線）については「予防保全」型の対応とする。 ➤ 道路パトロールの日常点検に加え、定期的な路線状況の調査業務を実施し、結果及び補修履歴等のデータを蓄積することにより計画的に維持管理を行う。 ➤ 修繕・改良の要否は幅員・通行量等の区分ごとに管理基準を設定し、判断することとする。
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「予防保全」の方針に沿って、定期的な点検の実施による劣化状況の確認を行い、健全度をランク付けることで、施設重要度や破損状況に応じた対策を行い、維持管理費用の縮減を図る。 ➤ 木橋を除く5m以上の橋りょうについては、平成25年度に策定した「松江市橋梁長寿命化計画」に基づいて計画的に対策を行い、ライフサイクルコストの縮減を図る。 ➤ 5m未満の橋りょうについては、点検を実施し劣化度を把握したうえで、その重要度に応じて整備水準や維持管理方法を検討する。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 水道施設については、平成22年度から主要水道施設の耐震診断を実施し、この結果を基にダウンサイジングを考慮した施設の耐震化計画を策定、計画に基づく耐震化を進める。 ➤ 管路については、平成26年度末の管路総延長に対する耐震化率は32.1%（口径75mm以上は35.2%）となっており、今後も耐震継手管を使用した布設替工事等の実施により、耐震化率を高めていく。老朽管の更新には、約100年の使用が可能とされコストパフォーマンスの向上が期待される高耐久性資材を平成24年度から採用している。 ➤ 給水台帳、工事稟議書のファイリング、配管図のマッピング等の整備を平成27年度末までに実施し維持管理業務の強化と効率化を図るとともに設備・機器のデータベース化を進めアセットマネジメントに基づく経営の健全化に努める。 ➤ 本市が全体受水量の約8割を占める島根県水道用水供給事業（布部・山佐系、尾原系）との業務の共同化や災害時の連携強化を図るとともに、二重経費の抑制等を目指して島根県東部地域の受水団体も含めた広域連携について検討する。

下水道	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内に点在する集落排水処理施設は、将来の需要予測を精査し、受け皿となる流域下水道の汚水処理施設の施設能力と稼働率等を調整した上で、流域下水道への接続を核とした施設の統廃合計画を策定し、集中投資を図ることで投資コストの縮減と維持管理コストの縮減を図る。 ➤ 下水道資産台帳について、今後、市内全施設の設備・機器の調査を実施し、データベース化を図ることで、年次的な改築修繕を実施するとともに、下水道の総合的な資産管理を図るためアセットマネジメントを導入し健全経営に向け努める。 ➤ 今後の改築更新にあたっては建設コスト、維持管理コストを精査するとともに、将来の需要見通しを含め、施設規模の妥当性を評価し、十分な材料を基に検討した上で慎重に判断し取り組む。 ➤ 管路については、定期的な点検計画を策定し、道路陥没の予防や老朽化したマンホール蓋の交換等、安全管理の徹底を図る。 ➤ 人口減少等が進む中、下水道施設の維持管理を市が単独で実施していくことは将来的に経営面で難しくなることが想定されるため、維持管理の広域連携等による経費の抑制や技術者の確保等について近隣事業体と協議を進める。
-----	---

第4章 公共施設適正化計画

第4章 公共施設適正化計画

【公共施設】

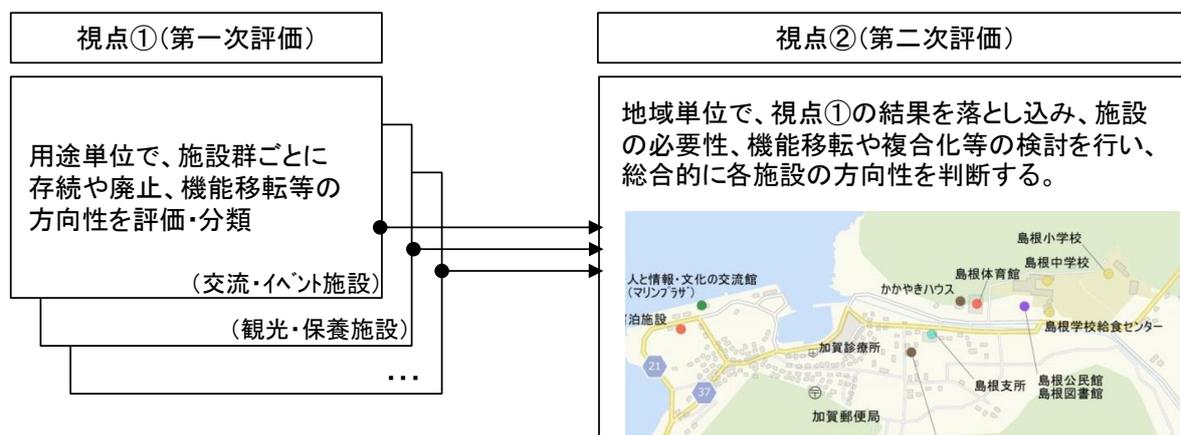
個別施設の方向性は、本計画第3章に掲げる「分野別改善の方向性」に加え、その他本市における各種計画において、方向性が明確に示されている施設については、基本的にそれらの原則に従って検討します。

さらに、具体的な方向性が示されていない施設については、次の二つの視点から施設評価を行い、最終的に決定します。

視点①（第一次評価）として、用途（施設分野）内での施設評価による検討を行います。具体的には、同様な目的で利用されている施設群ごとに、施設の存廃や機能移転等の方向性を評価・分類します。

視点②（第二次評価）では、視点①の結果を地域単位に落とし込み、各施設について、地域内における必要性（代替施設の有無等）、機能移転や複合化の可能性の検討を行ったうえで、総合的に各施設の方向性を決定します。

図表 4-1 個別施設の方向性検討のながれ



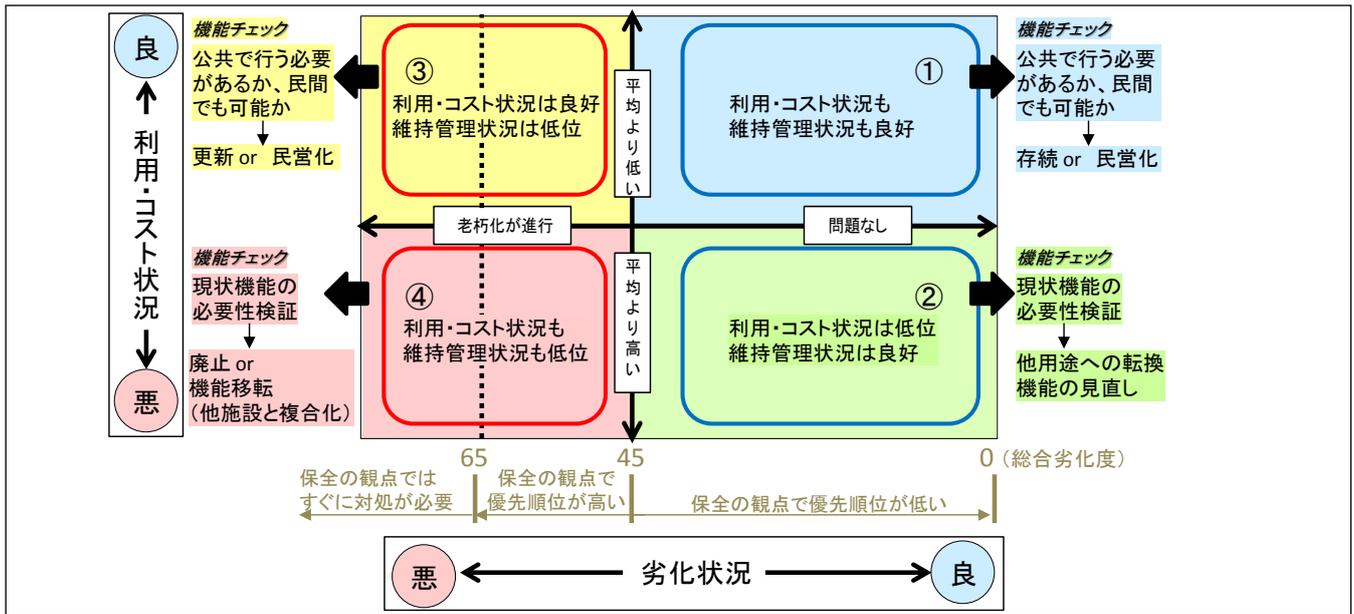
1. 視点①（第一次評価）：用途別適正化の方向性検討

施設適正化の検討に際し、まず、現状の施設の市民ニーズを把握することが重要です。また、人口減少に伴う税収の減少等により、公共施設の維持・更新のみならず、施設運営にかけられる費用もますます厳しくなることが見込まれるため、ニーズの多寡や効率的な施設運営が行われているか等、コストパフォーマンスの視点から施設評価を行う必要があります。

そこで、用途ごとに、ニーズ（利用者）とコスト（本市の負担額（ネットコスト）＝コスト－利用料収入等）から、利用者1人当たりにかかるコストを基本的な1軸として設定します。もう1軸は、簡易劣化調査に基づき設定する総合劣化度をもとに、施設保全の観点から、早急に対処が必要な施設群と施設保全の優先順位が低い施設群を分類します。

上記の2軸を用いて、各施設の方向性を分類すると共に、各施設を対象とした機能チェックを加えることで、今ある機能の必要性や民間譲渡の可能性についても検討します。

図表 4-2 視点①（第一次評価）における2軸による評価・機能チェック



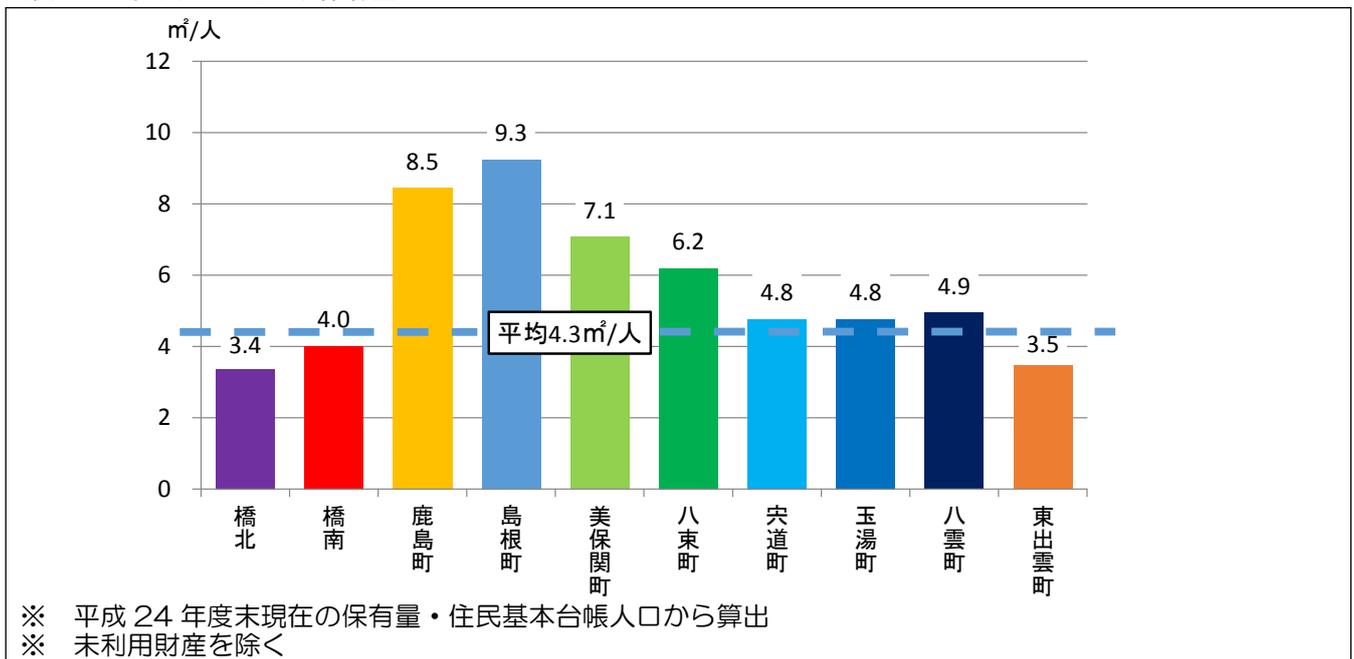
2. 視点②（第二次評価）：地域別適正化の方向性検討

視点②（第二次評価）では、視点①の結果を踏まえ、各施設が地域内で担う機能の必要性や公共サービス提供の実態から検討を行います。例として、地域内に重複機能がないか、民間施設も含めて代替施設はないか、多機能化・複合化できるスペース（余剰スペース）が近隣にないかといった視点を踏まえ、用途横断的に施設の適正化に向けた検討を行います。

その結果、公共サービスを維持していくために行政として必要な施設については機能再編を含めた存続、それ以外で地域として必要な施設で、地域又は民間で維持管理が可能なものについては地元譲渡又は民間譲渡、行政・地域・民間も必要としない施設については廃止等、地域と施設の実情に即した方向性を決定します。

以上、視点①、②の検討結果とまちづくり全体のバランスを考慮しながら、地域特性に応じた効果的な再編に繋げていきたいと考えます。

図表 4-3 住民1人当たり保有量



地域別の施設配置状況

<鹿島地域>

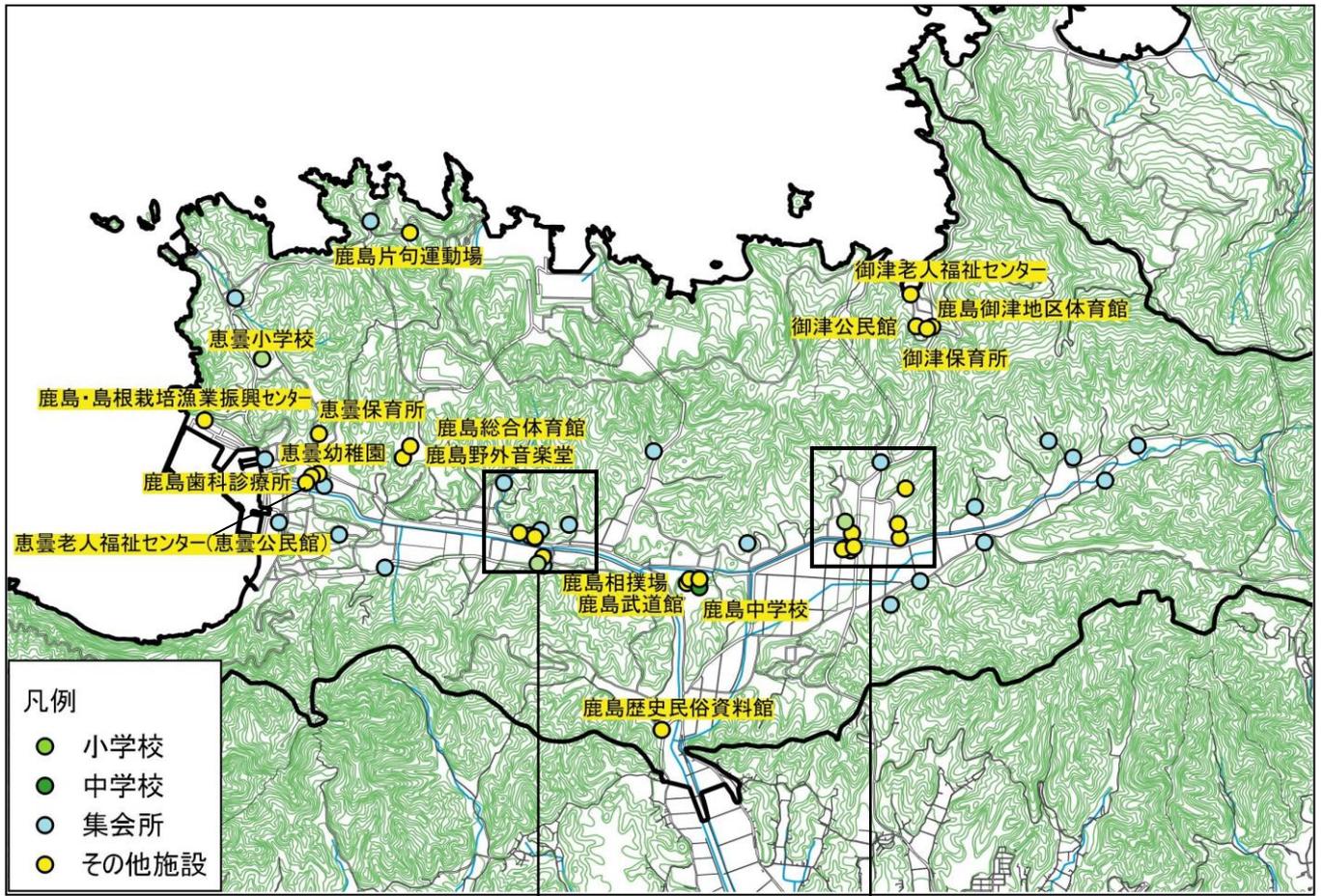
地域面積	29.04 k m ²
人口 (H27.9.30)	6,881 人



<現状>

		鹿島地域
市域対応施設	支所	S58 4,685m ² 71 鹿島支所
	文化ホール	H1 1,366m ² 40 鹿島文化ホール
	交流イベント施設	H10 244m ² 23 野外音楽堂
	民俗資料館	S62 505m ² 44 鹿島歴史民俗資料館
	観光施設	H15 1,492m ² 34 鹿島多久の湯
	スポーツ施設	S54 1,238m ² H10 8,319m ² S60 635m ² グラウンドゴルフ場 相撲場 56 鹿島武道館 51 総合体育館 片句運動場 65 御津地区体育館
	保健・福祉センター	H14 3,107m ² 鹿島保健センター 43 鹿島福祉センター
生活圏対応施設	公民館	S57 703m ² S62 651m ² S50 522m ² H9 389m ² 70 恵曇 38 佐太 50 講武 44 御津
	中学校	H19 7,869m ² 8 学級数 15 鹿島中
	小学校	S53 5,036m ² H13 4,668m ² S49 3,959m ² 8 恵曇小 8 佐太小 7 鹿島東小 68 恵曇 57 佐太 64 鹿島東小
	幼稚園	S55 入園率34% S57 入園率47% S56 入園率10% 55 佐太 50 講武 60 恵曇
	保育所	S61 入園率73% S63 入園率103% 48 恵曇 44 御津
	診療所	H2 29 鹿島歯科診療所 S59 42 講武診療所
	産業支援施設	H16 534m ² H14 1,366m ² S59 181m ² 34 農業支援施設 栽培漁業振興センター 54 講武生活改善センター
コミュニティ対応施設	高齢者施設	S57 907m ² 61 恵曇老人福祉センター S54 219m ² 55 御津老人福祉センター
	集会所	

: 窓口機能	: 図書館機能	: 調理機能	: 観光機能	: 住宅機能
: ホール機能	: 体育館機能	: 会議・集会機能	: 産業機能	: 保健・医療機能
: 展示機能	: 保存機能	: 和室機能	: 保育機能	



<島根地域>

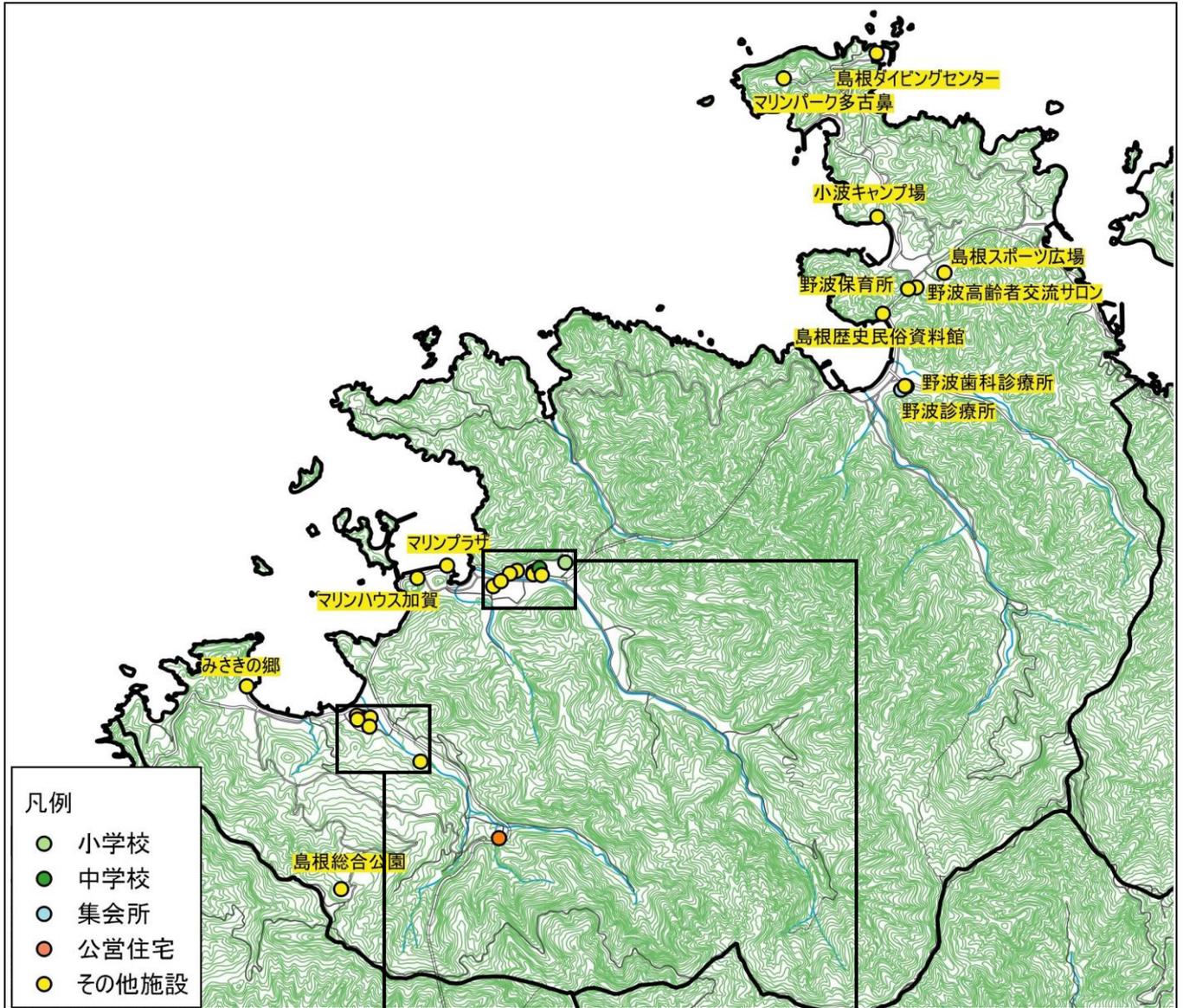
地域面積	37,23 km ²
人口 (H27.9.30)	3,590 人

(例) 建築年度
面積 (m²)
45 40 施設名
総合劣化度
(45以上は赤の塗りつぶし)

<現状>

		島根地域
市域対応施設	支所	S46 1,672m ² ■ 64 島根支所
	交流イベント施設	H10 958m ² ■ 36 マリンプラザ
	図書館	■ 島根図書館
	民俗資料館	S50 278m ² ■ 64 島根歴史民俗資料館
	観光施設	■ ■ ■ ■ マリンパーク多古鼻 ダイビングセンター 小波キャンプ場 マリンハウス加賀 マリンゲートしまね
	スポーツ施設	■ ■ ■ 島根総合公園 S59 1,968m ² ■ ■ 66 島根体育館 スポーツ広場
生活圏対応施設	公民館	H20 1,129m ² ■ ■ 38 島根
	中学校	H15 5,946m ² ■ 5 学級数 32 島根中
	小学校	S54 4,502m ² ■ 8 57 島根小
	保育所	H9 入園率85% ■ H16 入園率83% ■ 48 野波 44 マリン
	公営住宅	H6 1,087m ² ■ チェリーハイツ
	診療所	S60 ■ H4 ■ 42 野波診療所 42 野波歯科診療所
コミュニティ対応施設	産業支援施設	H5 1,842m ² ■ ■ H5 558m ² ■ 42 島根菌床きのこ工場 28 マリンショップしまね
	高齢者施設	H14 267m ² ■ ■ H11 ■ S54 237m ² ■ ■ S48 ■ 36 みさきの郷 125m ² ■ 56 加賀老人福祉センター 700m ² ■ 32 かかやきハウス 54 大芦老人福祉センター
	集会所	■

■ : 窓口機能	■ : 図書館機能	■ : 調理機能	■ : 観光機能	■ : 住宅機能
■ : ホール機能	■ : 体育館機能	■ : 会議・集会機能	■ : 産業機能	■ : 保健・医療機能
■ : 展示機能	■ : 保存機能	■ : 和室機能	■ : 保育機能	



<美保関地域>

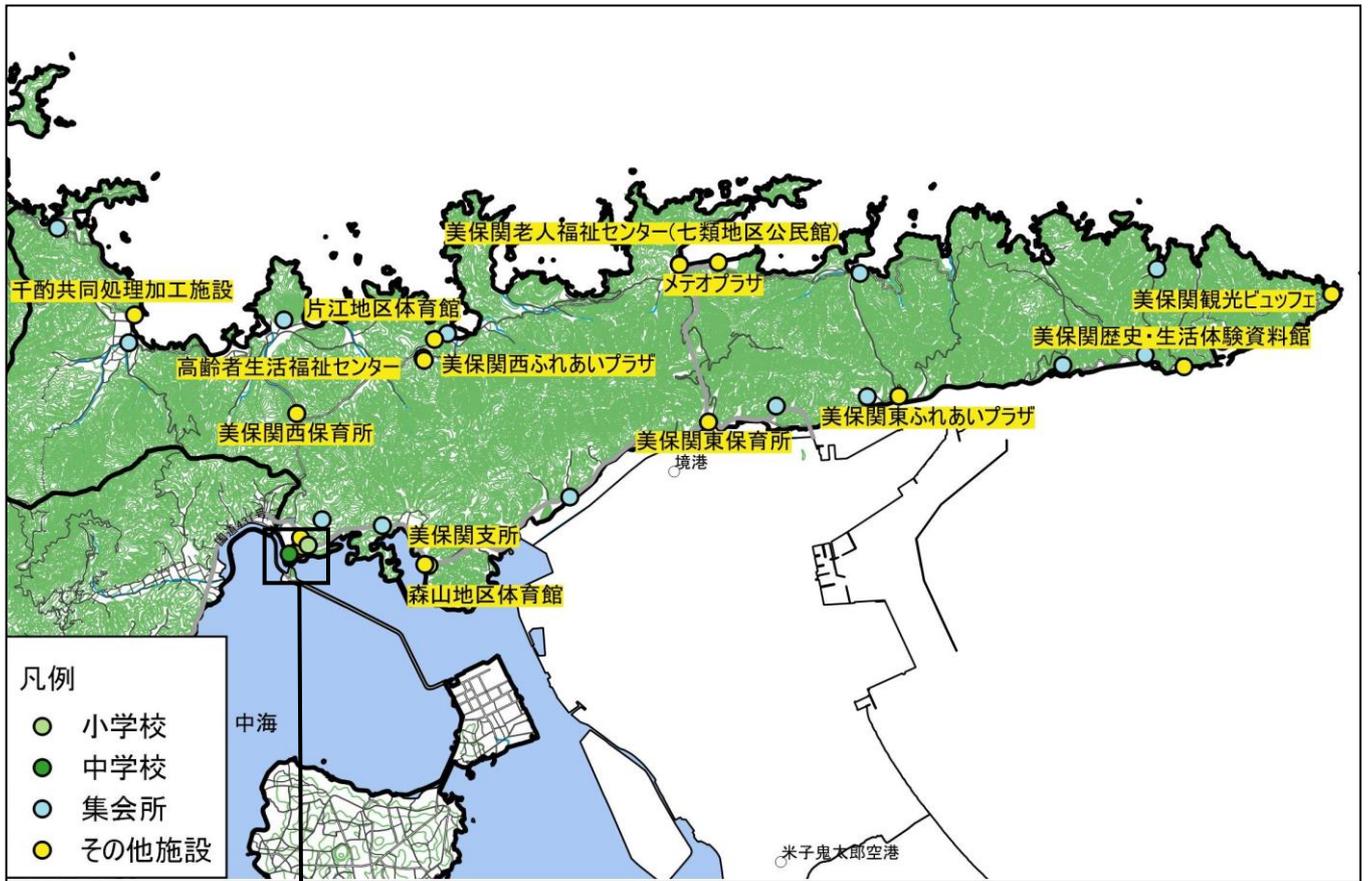
地域面積	55.41 k m ²
人口 (H27.9.30)	5,427 人



<現状>

		美保関地域
市域対応施設	支所	H17 2,259m ² 19 美保関支所
	民俗資料館	S63 2,690m ² 39 美保関歴史・生活体験資料館
	観光施設	H7 6,106m ² M31 330m ² 64 メテオプラザ 124 観光ビューフェ
	スポーツ施設	総合運動公園 S55 1,491m ² S52 522m ² S44 507m ² 58 美保関体育館 片江地区体育館 森山地区体育館
生活圏対応施設	公民館	S56 1,112m ² 64 美保関
	中学校	H7 8,454m ² 7 学級数 27 美保関中
	小学校	H18 4,733m ² 9 21 美保関小
	保育所	H16 入園率93% H12 入園率78% 25 美保関東 31 美保関西
コミュニティ対応施設	産業支援施設	S62 121m ² 40 千酌共同処理加工施設
	高齢者施設	美保関西ふれあい S50 美保関高齢者生活福祉センター 22 美保関東ふれあい 25 美保関老人福祉センター 50 H8 1,689m ²
	地区公民館・集会所	

: 窓口機能	: 図書館機能	: 調理機能	: 観光機能	: 住宅機能
: ホール機能	: 体育館機能	: 会議・集会機能	: 産業機能	: 保健・医療機能
: 展示機能	: 保存機能	: 和室機能	: 保育機能	



<八東地域>

地域面積	34.13 km ²
人口 (H27.9.30)	4,017 人

(例) 建築年度
面積(m²)
45 40 施設名
総合劣化度
(45以上は赤の塗りつぶし)

<現状>

		八東地域
市域対応施設	支所	H7 3,303m ²  53 八東支所
	スポーツ施設	 テニスコート S58 2,649m ²  70 八東体育館  総合運動場
	保健・福祉センター	H11 2,718m ²  35 八東保健福祉総合センター
生活圏対応施設	公民館	S52 1,512m ²  64 八東
	中学校	H23 3,701m ²  5 学級数 10 八東中
	小学校	H23 3,998m ²  9 10 八東小
	保育所	H24 入園率117%  9 やつか
	児童クラブ	H23 126m ²  八東っ子
コミュニティ対応施設	産業支援施設	H5 260m ²  36 中国牡丹園 H9 644m ²  30 展示温室 H3 1,400m ²  37 花卉生産振興センター
	高齢者施設	 二子  馬渡  江島  入江  亀尻  遅江  波入  寺津
	集会所	         

 : 窓口機能	 : 図書館機能	 : 調理機能	 : 観光機能	 : 住宅機能
 : ホール機能	 : 体育館機能	 : 会議・集会機能	 : 産業機能	 : 保健・医療機能
 : 展示機能	 : 保存機能	 : 和室機能	 : 保育機能	



< 宍道地域 >

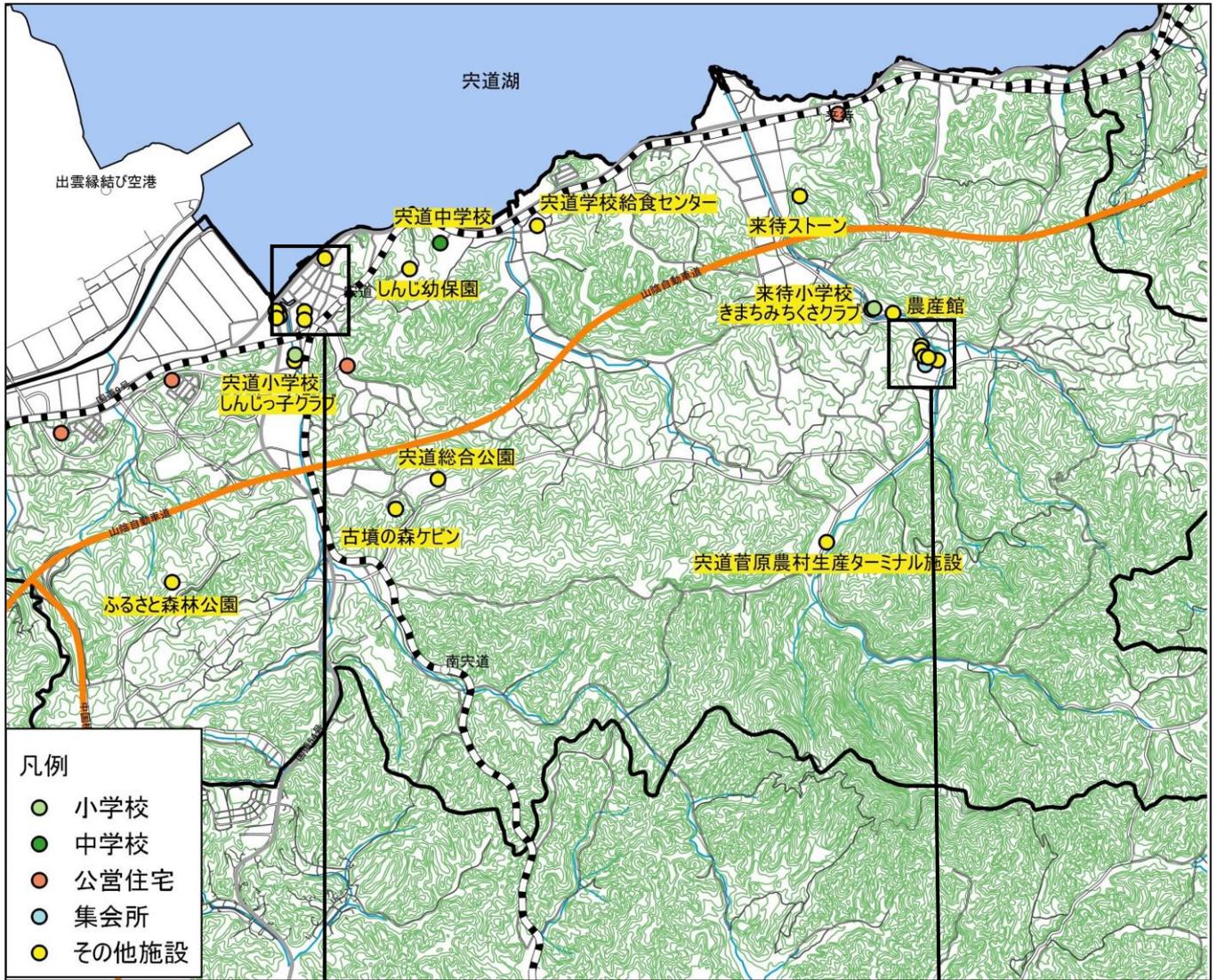
地域面積	60.17 km ²
人口 (H27.9.30)	8,955 人



< 現状 >

		宍道地域
市域対応施設	支所	H元 1,466m ² 宍道支所
	交流イベント施設	H6 311m ² 32 宍道ふれあい交流館
	観光施設	古墳の森ケビン ふるさと森林公園 大森の湯 いろり茶屋 来待ストーン
	スポーツ施設	H11 1,555m ² S54 450m ² S49 1,787m ² 総合公園 51 海洋センター 55 宍道武道館 76 体育センター
	保健・福祉センター	H9 839m ² 30 宍道健康センター
生活圏対応施設	公民館	S48 969m ² 宍道
	中学校	H24 7,035m ² 10 学級数 8 宍道中
	小学校	S55 6,549m ² 14 54 宍道小 S53 4,228m ² 8 73 来待小
	幼保園	H22 入園率75% 10 しんじ幼保園
	児童クラブ	H56 107m ² しんじっ子 H53 62m ² きまちみちくさ
	公営住宅	横町 池田 萩田 宍道緑ヶ丘
	診療所	51 来待診療所
コミュニティ対応施設	産業支援施設	H10 221m ² 42 農産館 H15 241m ² 24 菅原農村生産施設
	高齢者施設	H16 175m ² 19 宍道88健康館
	地区公民館・集会所	来待

■ : 窓口機能	■ : 図書館機能	■ : 調理機能	■ : 観光機能	■ : 住宅機能
■ : ホール機能	■ : 体育館機能	■ : 会議・集会機能	■ : 産業機能	■ : 保健・医療機能
■ : 展示機能	■ : 保存機能	■ : 和室機能	■ : 保育機能	



<玉湯地域>

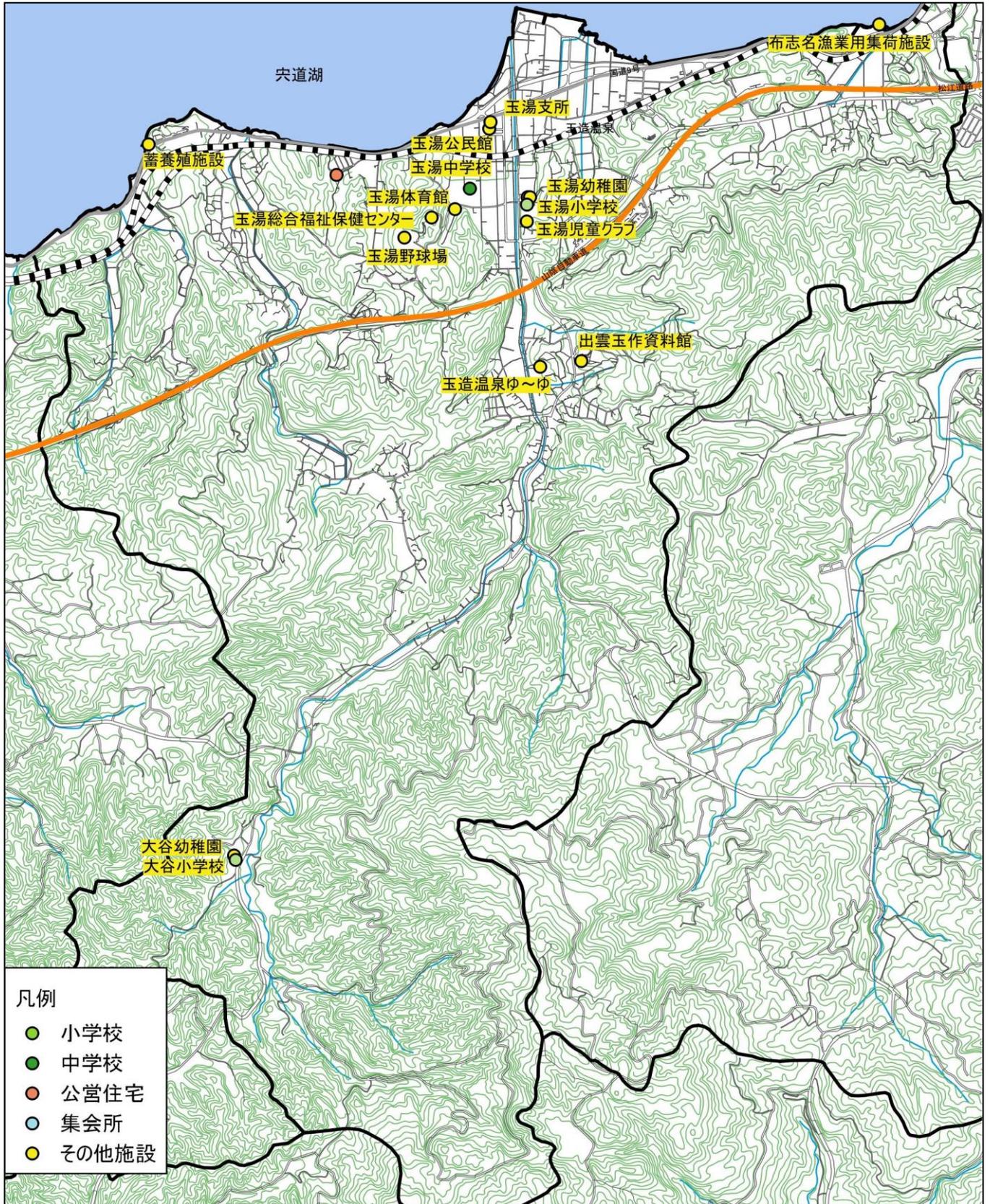
地域面積	36.84 k m ²
人口 (H27.9.30)	6,637 人



<現状>

		玉湯地域
市域対応施設	支所	S45 1,722m ² 91 玉湯支所
	民俗資料館	S52 402m ² 56 出雲玉作資料館
	観光施設	H8 3,898m ² 48 玉造温泉ゆ〜ゆ
	スポーツ施設	野球場 S54 2,234m ² 54 玉湯体育館
	保健・福祉センター	H11 2,688m ² 25 玉湯総合福祉保健センター
生活圏対応施設	公民館	S55 1,653m ² 80 玉湯
	中学校	H元 5,733m ² 8 学級数 46 玉湯中
	小学校	S11 1,748m ² 4 92 大谷小 S44 4,049m ² 15 64 玉湯小
	幼稚園	S35 入園率30% 大谷 S47 入園率56% 67 玉湯
	児童クラブ	H20 115m ² 玉湯
	公営住宅	小金町
コミュニティ対応施設	産業支援施設	H14 36m ² 畜養殖施設 H7 57m ² 布志名漁業用集荷施設

■ : 窓口機能	■ : 図書館機能	■ : 調理機能	■ : 観光機能	■ : 住宅機能
■ : ホール機能	■ : 体育館機能	■ : 会議・集会機能	■ : 産業機能	■ : 保健・医療機能
■ : 展示機能	■ : 保存機能	■ : 和室機能	■ : 保育機能	



<八雲地域>

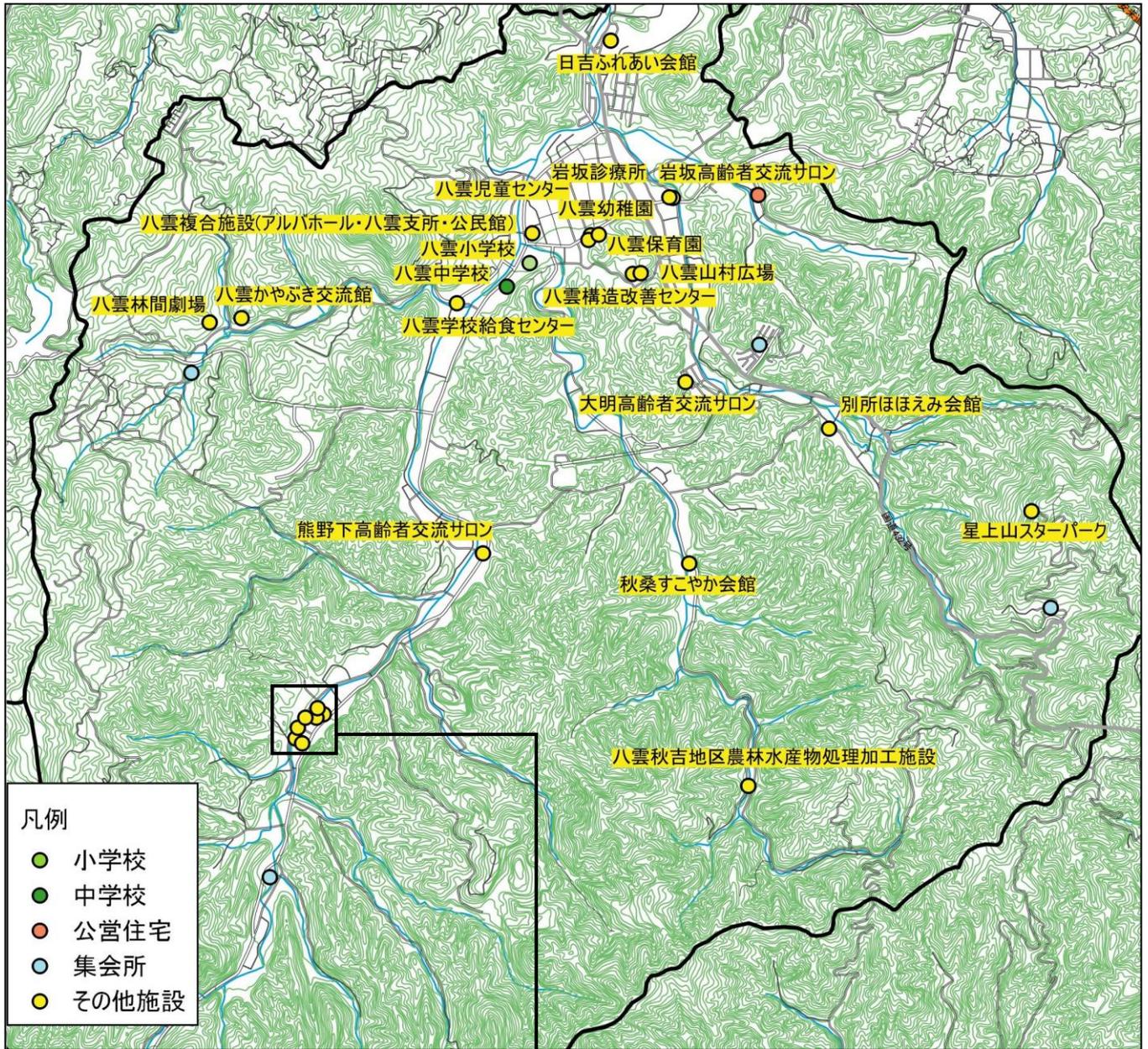
地域面積	56.00 k m ²
人口 (H27.9.30)	6,879 人



<現状>

		八雲地域	
市域対応施設	支所		八雲支所
	文化ホール		H7 418m ²  43 八雲林間劇場
	交流イベント施設	H26 2,928m ²  7 アルパホール	H2 175m ²  42 ふるさと館 H12 202m ²  21 八雲かやぶき交流館 H5 618m ²  36 日吉ふれあい会館
	民俗資料館		S45 542m ²  45 八雲郷土文化保存伝習施設
	観光施設		H8 2,236m ²  50 ホットランドやくも H9 3,112m ²  51 ゆうあい熊野館 星上山スターパーク
	スポーツ施設		屋根付き多目的広場  H2 1,541m ²  42 八雲構造改善センター 八雲山村広場 
生活圏対応施設	公民館		八雲
	中学校		H17 5,285m ²  5 学級数 45 八雲中
	小学校		H2 6,095m ²  14 68 八雲小
	幼稚園		S61 入園率30%  49 八雲幼稚園
	保育所		S51 入園率101%  51 八雲保育園
	児童センター		H11 399m ²  八雲
	公営住宅		 川原
コミュニティ対応施設	診療所	S46  岩坂診療所	H11  22 熊野診療所
	産業支援施設		29 H13 181m ²  八雲秋吉地区農林水産物処理加工施設
	高齢者施設	     	熊野 岩坂 大明 別所 熊野下 秋桑
	地区公民館・集会所		八雲平原    

 : 窓口機能	 : 図書館機能	 : 調理機能	 : 観光機能	 : 住宅機能
 : ホール機能	 : 体育館機能	 : 会議・集会機能	 : 産業機能	 : 保健・医療機能
 : 展示機能	 : 保存機能	 : 和室機能	 : 保育機能	



<東出雲地域>

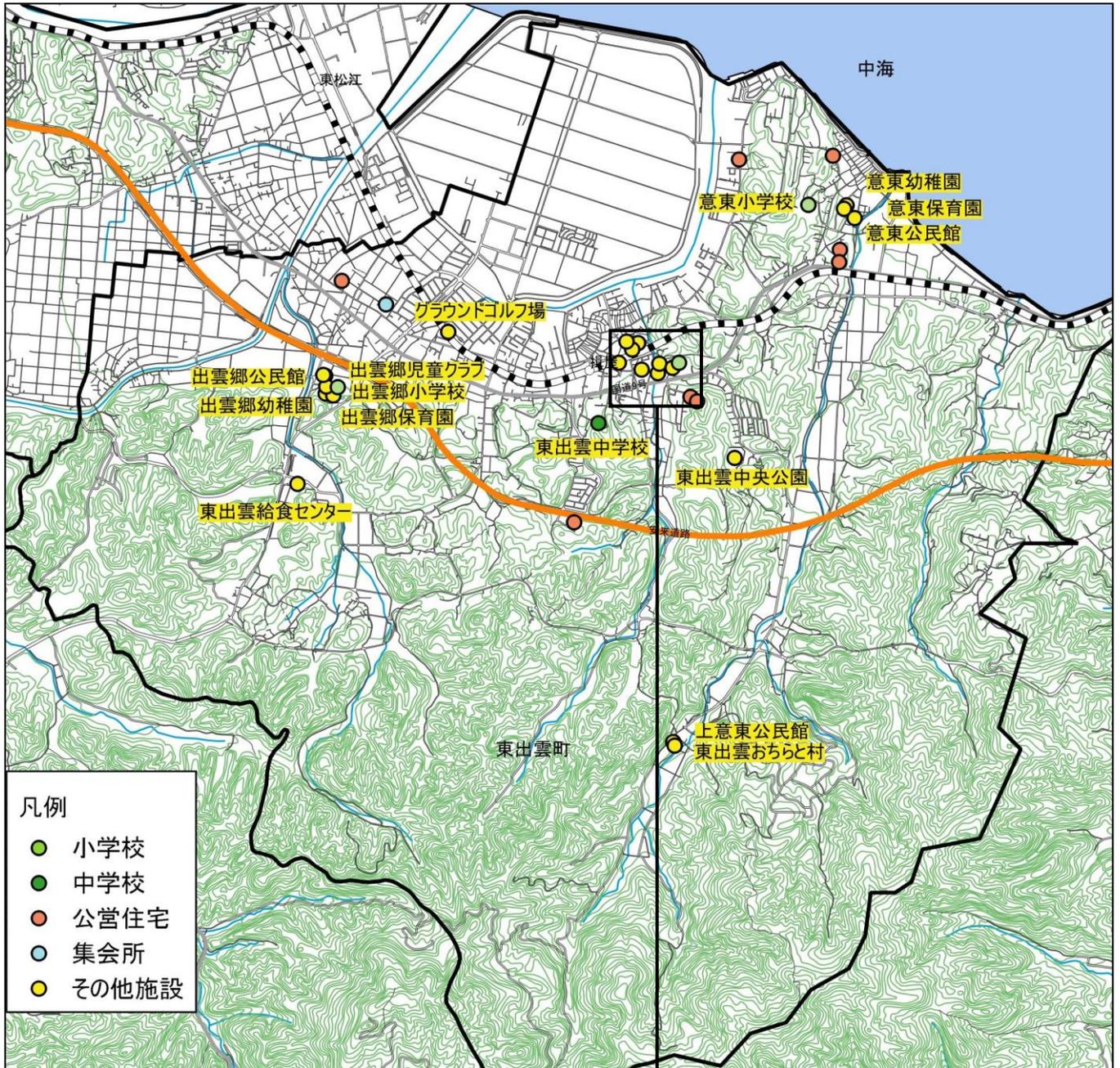
地域面積	42.64 k m ²
人口 (H27.9.30)	15,595 人



<現状>

		東出雲地域
市域対応施設	支所	S49 3,193m ² ■ 82 東出雲支所
	交流イベント施設	S52 1,756m ² ■ 65 東出雲ふれあい会館
	図書館	2.2 万冊 ■ 東出雲
	スポーツ施設	S55 3,622m ² ■ 56 東出雲体育館 中央公園 ■ グラウンドゴルフ場 ■
	保健・福祉センター	H12 972m ² ■ 29 東出雲保健相談センター
生活圏対応施設	公民館	H21 577m ² ■ ■ ■ 11 出雲郷 S61 442m ² ■ ■ ■ 46 上意東 H56 614m ² ■ ■ ■ 45 意東
	中学校	H23 10,185m ² ■ ■ ■ 17 学級数 9 東出雲中
	小学校	H11 4,909m ² ■ ■ ■ 16 出雲郷小 S46 4,743m ² ■ ■ ■ 15 揖屋小 S53 3,779m ² ■ ■ ■ 11 意東小
	幼稚園	S55 入園率38% ■ ■ ■ 58 揖屋 S59 入園率42% ■ ■ ■ 45 出雲郷 H7 入園率41% ■ ■ ■ 33 意東
	保育所	S54 入園率90% ■ ■ ■ 53 揖屋 S59 入園率114% ■ ■ ■ 43 出雲郷 H6 入園率94% ■ ■ ■ 48 意東
	児童クラブ	H19 118m ² ■ ■ ■ 揖屋 H23 102m ² ■ ■ ■ 出雲郷第2 H15 91m ² ■ ■ ■ 出雲郷
	公営住宅	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
コミュニティ対応施設	高齢者施設	H14 916m ² ■ ■ ■ 25 東出雲おちらと村 S60 885m ² ■ ■ ■ 36 東出雲老人福祉センター
	集会所	■ ■

■ : 窓口機能	■ : 図書館機能	■ : 調理機能	■ : 観光機能	■ : 住宅機能
■ : ホール機能	■ : 体育館機能	■ : 会議・集会機能	■ : 産業機能	■ : 保健・医療機能
■ : 展示機能	■ : 保存機能	■ : 和室機能	■ : 保育機能	



<松江地域(橋北)>

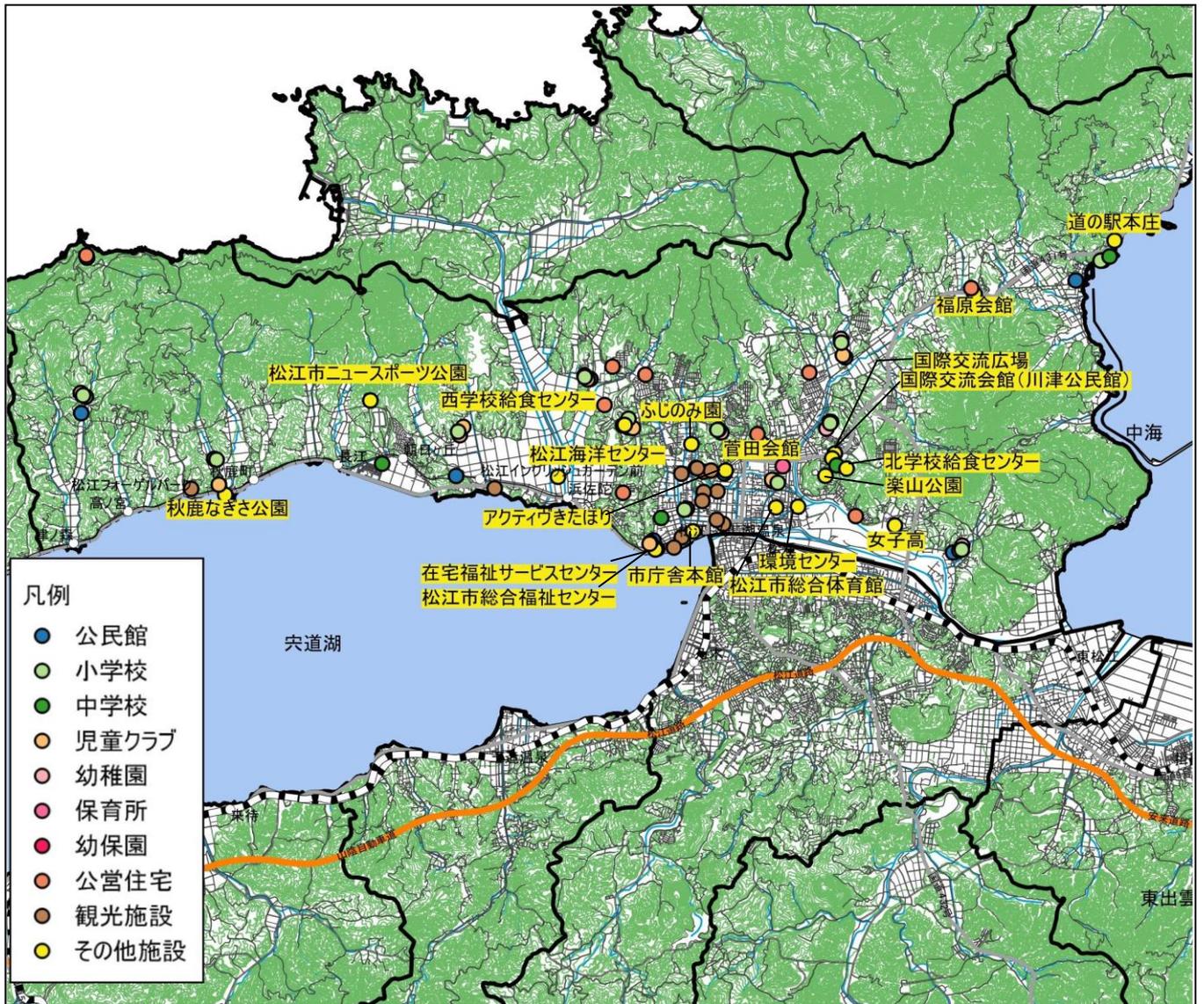
松江地域面積	221.53 k㎡
人口(H27.9.30)	146,979人
(うち橋北人口)	(73,750人)

(例) 建築年度 面積(㎡) 施設名 総合劣化度 (45以上は赤の塗りつぶし)

<現状>

		橋北地域		
市域対応施設	広域施設	松江城 興雲閣 武家屋敷 小泉八雲記念館 小泉八雲旧館		
	市役所	S37 8,074㎡ 市役所 H元 1,313㎡ 環境センター		
	交流イベント施設	H3 9,121㎡ 市民活動センター H4 2,058㎡ 国際交流会館		
	民俗資料館	H22 4,203㎡ 歴史館 M38 660㎡ 茶道文化施設		
	観光施設	カカロ工房 カカロ広場 堀川ふれあい広場 しんじ湖温泉足湯 しんじ館足湯 イングリッシュガーデン フォーゲルパーク		
	スポーツ施設	ニュースポーツ公園 国際交流広場 S57 1,890㎡ 海洋センター S51 8,777㎡ 総合体育館 楽山公園		
	保健・福祉センター	S60 3,997㎡ 総合福祉センター		
生活圏対応施設	公民館	49城北 56朝酌 52持田 46本庄 49古江 60大野 17城東 22城西 44生馬 35法吉 川津 51秋鹿		
	中学校	S49 11,316㎡ 第一中 S60 10,693㎡ 第二中 H6 7,808㎡ 湖北中 S56 3,466㎡ 本庄中 学級数		
	小学校	H22 6,651㎡ 11母衣 S53 7,795㎡ 49内中原 S53 7,484㎡ 19城北 S56 5,864㎡ 20川津 H20 4,060㎡ 7法吉 S62 3,112㎡ 8朝酌 S62 4,496㎡ 43持田 S47 4,307㎡ 8生馬 H7 4,549㎡ 12古江 S54 2,846㎡ 7秋鹿 S49 2,298㎡ 8大野		
	幼稚園	32母衣 50城北 51川津 69古江 53秋鹿		
	保育所	H4 入園率98% 38城東保育所		
	幼保園	H26 7城西幼保園		
	児童クラブ	城西 城北 川津 比津第2 本庄 朝酌 城西分室 持田 比津 古江 魚瀬世代間交流館		
	公営住宅	[黄色い正方形のアイコン]		
	保健・福祉施設	H20 262㎡ 32アクティヴきたほり S60 260㎡ 50ふじのみ園 S53 528㎡ 62菅田会館 S54 299㎡ 53福原会館		
	対応施設	産業支援施設	H18 300㎡ 道の駅本庄 27	
		高齢者施設	H4 3,042㎡ 61在宅福祉サービスセンター	

■ : 窓口機能	■ : 図書館機能	■ : 調理機能	■ : 観光機能	■ : 住宅機能
■ : ホール機能	■ : 体育館機能	■ : 会議・集会機能	■ : 産業機能	■ : 保健・医療機能
■ : 展示機能	■ : 保存機能	■ : 和室機能	■ : 保育機能	



- 凡例
- 公民館
 - 小学校
 - 中学校
 - 児童クラブ
 - 幼稚園
 - 保育所
 - 幼保園
 - 公営住宅
 - 観光施設
 - その他施設

<松江地域(橋南)>

松江地域面積	221.53 k m ²
人口 (H27.9.30)	146,979 人
(うち橋南人口)	(73,229 人)



<現状>

		橋南地域
市域対応施設	広域施設	H12 7,487m ² 45 松江テルサ
	文化ホール	S60 7,606 35 総合文化センター
	交流イベント施設	H6 1,464m ² 45 出雲かんべの里
	図書館	36.1万冊 中央図書館
	観光施設	S49 1,368m ² 52 忌部自然休養村
	スポーツ施設	忌部多目的運動広場 H7 1,256m ² 総合運動公園 S55 765m ² S61 1,402m ² S60 1,290m ² こどもスポーツ広場 32 社会体育館 58 馬湯体育館 55 サンライフ松江 53 矢田体育館
保健・福祉センター	H17 5,126m ² 30 保健福祉総合センター	
生活圏対応施設	公民館	19 大庭 20 古志原 54 忌部 30 乃木 29 朝日 42 白湯 59 竹矢 32 津田 14 雑賀
	中学校	S51 9,624m ² 17 46 湖南中 H5 9,466m ² 14 39 湖東中 S57 10,906m ² 21 56 第四中 H7 7,980m ² 12 35 第三中 学級数
	小学校	S54 2,907m ² 8 45 忌部小 S56 8,813m ² 20 85 大庭小 S52 8,176m ² 22 58 古志原小 H19 5,685m ² 11 46 雑賀小
	幼稚園	S53 9,429m ² 31 51 乃木小 S51 5,758m ² 14 56 竹矢小 H23 7,920m ² 25 47 津田小 H7 6,551m ² 14 43 中央小
	保育園	48 忌部 61 古志原 64 雑賀 37 中央 69 大庭 54 竹矢 62 津田
	保育所	H11 入園率109% 24 白湯保育所
	幼保園	H17 入園率86% 24 幼保園のぎ
	児童クラブ	東津田 古志原 雑賀 津田 中央 中央第2
	公営住宅	
	保健・福祉施設	S52 314m ² 55 松尾会館

■ : 窓口機能	■ : 図書館機能	■ : 調理機能	■ : 観光機能	■ : 住宅機能
■ : ホール機能	■ : 体育館機能	■ : 会議・集会機能	■ : 産業機能	■ : 保健・医療機能
■ : 展示機能	■ : 保存機能	■ : 和室機能	■ : 保育機能	



公共施設適正化第1期計画
(平成28年度～平成32年度)

3. 第1期計画（平成28年度～平成32年度）

現段階で、建物の状況、利用状況や運営コスト、その他の要素を総合的に判断し、第1期期間中に公共施設適正化の検討対象とすべきと考えられる施設を下記のとおり示します。なお、下記リストに掲載されている施設は、今後、地域関係者等との協議を経たうえで、最終判断します。また、下記リストに掲載されていない施設についても、随時ローリングをかけて見直しを行うとともに、適正化の取り組みが可能となった施設について、順次第1期計画に反映します。

地域	分野	第1期対象施設	方向性	備考
鹿島町	支所	鹿島支所	統合	4公民館を1館体制とし支所へ統合 公民館として廃止した建物は、住民の地区交流活動を支援するために当面使用を継続 恵曇老人福祉センター機能は廃止 地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止 秋鹿出張所と統合し、移転
	公民館	恵曇公民館（恵曇老人福祉センター）	統合	
		佐太公民館（鹿島保健センター）	統合	
		講武公民館	統合	
		御津公民館	統合	
	老人福祉センター	御津老人福祉センター	譲渡	
	産業系施設	鹿島講武生活改善センター	廃止	
消防署・出張所	北消防署鹿島出張所	廃止		
島根町	観光施設	島根商工観光センター	廃止	まつえ北商工会の移転に伴い、平成22年度から休止中 譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
		島根加賀宿泊施設（マリンハウス加賀）	譲渡	
	老人福祉センター	大芦老人福祉センター	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
		加賀老人福祉センター	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
	介護予防拠点	みさきの郷	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
		かかやきハウス	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
野波高齢者交流館		譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止	
美保関町	地区公民館	森山地区公民館	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
		千酌地区公民館	廃止	
	集会所	福浦地区公民館長浜分館	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
		福浦地区公民館法田分館	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
		森山地区公民館宇井分館	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
森山地区公民館下宇部尾分館		譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止	

		森山地区公民館万原分館	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
		千酌地区公民館稲積分館	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
	観光施設	メテオプラザ	機能縮小	フェリーターミナル機能は存続 他の機能は段階的に縮小
	スポーツ系施設	美保関森山地区体育館	廃止	
	産業系施設	千酌共同処理加工施設	譲渡	
	老人福祉センター	美保関老人福祉センター (七類地区公民館)	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
	介護予防拠点	美保関東ふれあいプラザ	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
美保関西ふれあいプラザ		譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止	
八束町	支所	八束支所	統合	公民館を支所へ統合 ホールについては、当面活用
	公民館	八束公民館	統合	
	集会所	波入地区集会所	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
		入江地区集会所	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
		八束波入地区学習等供用施設	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
		八束入江地区学習等供用施設	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
		八束二子地区学習等供用施設	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
		八束寺津地区学習等供用施設	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
		八束馬渡地区学習等供用施設	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
		八束遅江地区学習等供用施設	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
	介護予防拠点	八束江島地区学習等供用施設	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
		波入地区介護予防拠点施設	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
		入江地区介護予防拠点施設	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
		二子地区介護予防拠点施設	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
		寺津地区介護予防拠点施設	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
亀尻地区介護予防拠点施設		譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止	
馬渡地区介護予防拠点施設		譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止	
遅江地区介護予防拠点施設		譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止	
宍道町	支所	宍道支所	廃止	支所と公民館を統合し、複合施設として移転
	公民館	宍道公民館	廃止	

	交流・イベント	穴道ふれあい交流館（ギャラリーC）	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は民間譲渡または廃止
	介護予防拠点	穴道 88 健康館	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は民間譲渡または廃止
玉湯町	保健・福祉センター	玉湯総合福祉保健センター（サン・エールたまゆ）	譲渡	民間譲渡を基本とする 集団検診会場の機能は他施設へ移転
	産業系施設	布志名漁業用集荷施設	譲渡	
八雲町	集会所	藤原公民館	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
	公民館	八雲公民館平原分館	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
	資料館	八雲郷土文化保存伝習施設	機能移転	より多くの集客が見込める施設へ展示機能を移転し、建物は譲渡
	観光施設	ホットランドやくも	廃止	
		星上山スターパーク	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は民間譲渡または廃止
	介護予防拠点	秋桑すこやか会館	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
		別所ほほえみ会館	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
		熊野下高齢者交流サロン	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
		大明高齢者交流サロン	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
		岩坂高齢者交流サロン	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
	消防署・出張所	南消防署八雲出張所	廃止	東出雲出張所と統合し、移転
東出雲町	交流・イベント	東出雲ふれあい会館 （揖屋公民館、東出雲図書館）	統合	「新松江市における公民館制度最終答申」に基づき、1地域 1 公民館の考え方による統合を進める。
	公民館	意東公民館（意東地区学習等共用施設）	統合	
		上意東公民館（上意東研修センター）	統合	
		出雲郷公民館	統合	
	老人福祉センター	東出雲老人福祉センター	譲渡	地元譲渡を基本とし、困難な場合は廃止
	消防署・出張所	南消防署東出雲出張所	廃止	八雲出張所と統合し、移転
松江地域	消防署・出張所	北消防署秋鹿出張所	廃止	鹿島出張所と統合し、移転
	公営住宅	東生馬住宅	廃止	
	その他	旧浩生寮（松南第 1 地域包括支援センター）	機能移転	地域包括支援センターを他施設へ移転
		旧松江市精神障害者地域生活支援センター	廃止	施設の老朽化に伴い貸付を終了。事業者は他へ移転。
		旧古志原分団コミュニティ消防センター	譲渡	

※ その他（特に面積割合の高い分野の具体的な適正化の考え方）

分野	考え方
学校	<ul style="list-style-type: none"> • 良質な教育環境維持の観点から、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考に、地域実情も勘案しつつ、統廃合を進める。 • 学校施設は、子どもたちの学習の場であるだけでなく、地域にとって重要な施設であることから、地域住民と十分な調整を図りつつ、適正化の方向性を判断する。 • 統廃合が困難な場合は、保幼小中の連携による施設統合のほか、公民館などの社会教育施設との複合化を検討する。
給食センター	<ul style="list-style-type: none"> • 平成27年度中に学校給食センター再整備計画を策定する。整備にあたっては、PPP、PFIなど民間活力の活用を検討する。 • 施設の耐用年数などを勘案し、集約、再編を検討する。
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> • 基本的には改善の方向性のとおりとし、平成28年度に改訂予定の「松江市住宅マスタープラン」改め「松江市住生活基本計画」の中で、公営住宅としての必要戸数等を検討し適正な管理・運営を推進していく。 • また、公営住宅の建替を行うことなく、老朽化した住宅を用途廃止するとともに、民間賃貸住宅の借上げ等により適正な管理戸数を確保していく。

すでに適正化を行った施設
(平成 17 年度～平成 27 年度)

4. すでに適正化を行った施設（平成 17 年度～平成 27 年度）

本市では、公共施設の適正化にかかる事業として、先行して以前から取り組みを推進してきました。これまでの取り組み事例は下記のとおりです。

今後も本計画において全庁横断的な取り組みを引き続き推進します。

<島根地域>

年度	取組	施設名	内容
H17	統合	島根小学校	大芦・加賀・野波小学校を統合し新築
H19	譲渡	海鳥集会所	地元自治会へ譲渡
H20	譲渡	楡木集会所	地元自治会へ譲渡
	譲渡	北垣集会所	地元自治会へ譲渡
	譲渡	大芦別所集会所	地元自治会へ譲渡
	譲渡	新津集会所	地元自治会へ譲渡
	譲渡	加賀別所集会所	地元自治会へ譲渡
	譲渡	佐波集会所	地元自治会へ譲渡
	譲渡	小波集会所	地元自治会へ譲渡
	譲渡	沖泊集会所	地元自治会へ譲渡
	譲渡	瀬崎集会所	地元自治会へ譲渡
H21	譲渡	大芦浜集会所	地元自治会へ譲渡
	譲渡	小具集会所	地元自治会へ譲渡
	譲渡	大津集会所	地元自治会へ譲渡
	譲渡	岩木集会所	地元自治会へ譲渡
	譲渡	多古集会所	地元自治会へ譲渡
	統合	島根公民館	島根中央・大芦・野波・加賀公民館を統合

<美保関地域>

年度	取組	施設名	内容
H18	統合	美保関小学校	美保関東・北・千酌小学校を統合し新築
H23	譲渡	美保関地区公民館才浦分館	地元自治会へ譲渡
	譲渡	片江地区公民館笹子分館	地元自治会へ譲渡
H24	機能移転	美保関歴史・生活体験資料館	旧美保関東小学校を利用
	譲渡	福浦地区公民館雲津分館	地元自治会へ譲渡
	譲渡	福浦地区区民間諸喰分館	地元自治会へ譲渡

	譲渡	千酌地区公民館北浦分館	地元自治会へ譲渡
	譲渡	片江地区公民館菅浦分館	地元自治会へ譲渡
	譲渡	七類地区公民館惣津分館	地元自治会へ譲渡
H26	譲渡	美保関地区公民館	地元自治会へ譲渡
	譲渡	福浦地区公民館	地元自治会へ譲渡

<八束地域>

年度	取組	施設名	内容
H19	譲渡	江島西集会所	地元自治会へ譲渡
	譲渡	江島中浦集会所	地元自治会へ譲渡
H20	譲渡	二子地区集会所	地元自治会へ譲渡
H22	統合	八束小・中学校	八束小学校・中学校の共通教室を一元化
	譲渡	遅江集会所	地元自治会へ譲渡
H23	統合	やつか保育園	二葉保育所、江島保育所を統合し新築
H24	多機能化	八束支所	中村 元記念館を支所2階へ設置
	譲渡	亀尻地区集会所	地元自治会へ譲渡

<宍道地域>

年度	取組	施設名	内容
H19	譲渡	和名佐コミュニティセンター	地元自治会へ譲渡
	譲渡	小林地区公民館	地元自治会へ譲渡
	譲渡	緑が丘集会所	地元自治会へ譲渡
H20	譲渡	宍道コミュニティセンター	地元自治会へ譲渡
	譲渡	金山下地区集会所	地元自治会へ譲渡
	譲渡	畑・旭公民館いこいセンター	地元自治会へ譲渡
	譲渡	おぎた交流館	地元自治会へ譲渡
	譲渡	田根地区集会所	地元自治会へ譲渡
H22	統合	しんじ保育園	宍道保育所と宍道・来待幼稚園を複合化し幼保園として新築
H24	譲渡	下倉地区ふれあい農業多目的研修施設	地元自治会へ譲渡
	譲渡	岡の目ハーブ館	地元自治会へ譲渡
	譲渡	内ヶ峠地区ふれあい農業多目的研修施設	地元自治会へ譲渡

<玉湯地域>

年度	取組	施設名	内容
H18	譲渡	城床集会所	地元自治会へ譲渡

<八雲地域>

年度	取組	施設名	内容
H25	統合	八雲支所・公民館・アルパホール	アルパホールに八雲支所・公民館・社会福祉協議会を複合化し増築
H26	譲渡	市場集会所	地元自治会へ譲渡
H27	譲渡	熊野デｲｰﾋﾞｰｽﾝﾀｰ	民間事業者へ譲渡

<東出雲地域>

年度	取組	施設名	内容
H22	売却	憩いセンター	社会福祉法人へ売却
H25	譲渡	千鳥町集会所	地元自治会へ譲渡

<松江地域>

年度	取組	施設名	内容
H17	統合	幼保園のぎ	乃木幼稚園に保育所機能を複合化し幼保園として新築
	譲渡	古志原保育所	民間事業者へ譲渡
	機能移転	乃木公民館	旧乃木幼稚園を改修し公民館として活用（旧公民館は売却）
	借上げ	ウィｽﾃﾘｱ天神	民間施設の一部を市営住宅として借上げ
H20	統合	本庄小学校	本庄小学校、幼稚園、児童クラブを複合化し新築
H22	統合	秋鹿小学校	中島小学校を秋鹿小学校に統合
H23	統合	古江小学校	長江小学校を古江小学校に統合
H25	統合	城西幼保園	末次保育所と内中原幼稚園を複合化し幼保園として新築
H26	譲渡	幸町デｲｰﾋﾞｰｽﾝﾀｰ	民間事業者へ譲渡
H27	廃止	松江市総合体育館内 室内温水プール	新体育館建替えに伴い廃止
H27	譲渡	緑山苑住宅集会所	地元自治会へ譲渡

インフラ整備方針

【インフラ】

道路・橋りょうについては、今後の整備方針として以下の条件を設定しています。

〈道 路〉

- 道路については、平成 26 年度の更新・改良整備実績 18.4 億円/年を参考とし、個別計画に沿って必要な管理水準を維持しつつ、一層の事業費の縮減を図る。
- 緊急輸送道路のみ実施する予防保全型整備（15 年毎にオーバーレイ（5,500 円/m²））は事業費に含めて行う。
- 未整備路線は、社会情勢の動向や市行財政運営状況を勘案し、事業費の範囲で適宜整備を行う。

※緊急輸送道路とは、災害直後の救命・救助・医療・消防活動やその後の復旧活動・避難者支援など、被災地での活動や支援に必要な人員や物資を輸送するための道路

緊急輸送道路の指定を受けている市道（29 路線）

区分	幅 員	延長 (km)
1	13.0m 以上	3.5
2	5.5m 以上 13.0m 未満	21.9
3・4・5	5.5m 未満	0

〈橋りょう〉

- 橋長 5m 以上の橋りょう（木橋を除く）については、「橋梁長寿命化計画」に基づき管理方法を事後保全型から予防保全型とし、概ね 60 年と言われている寿命を 100 年まで延伸することを目標に補強補修を行い、今後 40 年間には災害等の特別な事情を除き架替は行わない。
- 100 年経過した橋りょうについては、劣化の進行具合やその時の修繕技術の進歩により、引き続き供用可能と判断されるものは、補修対応とし、架替が必要と判断されるものは架替を行う。
- 上記の予防保全型の考えに沿って今後 40 年間での事業費を試算すると約 48.4 億円（29%）のコスト縮減が見込まれる。

【シミュレーション結果】（L ≥ 5m）

単位：億円

今後 40 年の事業費予測			40 年の縮減額
従来（事後保全型）	計画（予防保全型）	事業費（年）	
168.3	119.9	3.0	48.4（▲28.8%）

- 橋長 5m 以下の橋りょう（木橋を除く）については、早期に点検を実施し、「橋梁長寿命化計画」に取り込み、上記事業費の範囲内で適切な管理を行う。
- 木橋については、耐用年数が短いため、定期点検により劣化度を把握したうえで、補修や架替の判断を行い、上記事業費の範囲内で適切な管理を行う。

【参考】各個別計画

＜松江市道路舗装維持管理・長寿命化計画＞

(1) 計画の内容

①管理基準

路線の種別に応じて区分し、それぞれの区分ごとに管理基準を設定し、調査結果により修繕・改良の要否を判断し施工を行う。

※ MCI (Maintenance Control Index) : 維持管理指数

区分	幅員	分類	延長	ひび割れ率	MCI※
1	13.0m以上		5 km	25%程度	4.0 程度
2	5.5m以上		367 km	30%程度	3.5 程度
3	5.5m未満	通行量大	1,366 km	40%程度	3.0 程度
4		通行量小		50%程度	2.5 程度
5		通行量極小		必要箇所の適時修繕	

②管理方法

本市が管理する改良済み路線について、区分1～2は5年ごと、区分3～4は10年ごとに路面状態を調査する。また、区分5については道路パトロールによる管理を基本とする。

区分1～4については表1の数値を管理指標とし、舗装状態の管理を行い必要箇所から順次修繕・改良を実施する。

区分5及び通報やパトロール等で発見した小破損箇所等については、適時小規模修繕を行う。

＜松江市橋梁長寿命化計画＞

(1) 計画の内容

健全度Ⅰについては、定期点検を行い劣化の度合いを監視する。

健全度Ⅱについては、劣化の進行具合を判断し補修を開始して行く。

健全度Ⅲについては、早期に補修する必要がある。

健全度Ⅳについては、落橋等のおそれがあり、直ちに供用を停止する等の措置が必要。

【5m以上の橋りょうの状況】

判定	健全度	対象橋梁	評価の内容
健全・ほぼ健全	Ⅰ	509	定期監視
劣化損傷中程度	Ⅱ	95	予防保全（補修開始）
劣化損傷が大きい	Ⅲ	45	事後保全（早期補修実施）
落橋のおそれがある	Ⅳ	0	事後保全（通行止め・架替等を検討）

定期点検：5年毎に近接目視により損傷の有無を把握する

(2) 効果

重要度に応じて「鋼材の塗装」や「ヒビ割れ注入」などの予防的な修繕を計画的に実施し、健全度を回復させることにより長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。

従来の事後保全型に比べ本計画の予防保全型の考えに沿って今後40年間での事業費を試算すると約48.4億円(29%)のコスト縮減が見込まれる。

＜第二次松江市水道事業経営戦略プラン（抜粋）＞

施策の方向性	取り組み内容
効率的な施設整備の推進と安定供給	・ 引き続き安定給水の確保と維持管理費用抑制を図るため、需要減少に伴うダウンサイジングを考慮した水道施設の更新、耐震化を進めるとともに監視制御システムのオープン化によるライフサイクルコストの縮減に努める。
水道施設の耐震化	・ 平成 22 年度から主要水道施設の耐震診断を実施しており、この結果を基に更新、耐震化する優先順位を付け、ダウンサイジングを考慮した施設の耐震化計画を策定、計画に基づく耐震化を進める。
管路耐震化	・ 平成 7 年度から配水管整備工事、老朽管布設替工事等で口径 75mm 以上の配水管路に耐震継手管を使用しており、平成 26 年度末の管路総延長に対する耐震化率は 32.1%（口径 75mm 以上は 35.2%）。東日本大震災を教訓に救急指定病院や公設避難所への送配水管を重要拠点管路と位置付けた耐震化計画へ見直しを図ったところであり、今後 10 年間で重要拠点管路の耐震化率 100%を目標に取り組む。
水道施設機器の保全と台帳整備の推進	・ 給水台帳、工事稟議書のファイリング、配管図のマッピング等の整備を実施し維持管理業務の強化と効率化を図る。また設備・機器のデータベース化を進めアセットマネジメントに基づく効率的な機器の保全に努める。

＜第一次松江市下水道事業経営戦略プラン（抜粋）＞

施策の方向性	取り組み内容
アセットマネジメントの導入	・ 詳細部分が未整備であり、また施設ごとに情報のレベルが異なる下水道資産台帳について、今後、市内全施設の設備・機器の調査を実施し、データベース化を図ることで、ストックマネジメントを導入した更新需要の見通しを把握し、年次的な改築修繕を実施するとともに、下水道の総合的な資産管理を図るためアセットマネジメントを導入し健全経営に向け努める。
長寿命化計画・耐震化計画の策定	・ 今後、各施設の長寿命化計画等の策定に伴う調査を行うことによって、施設・機器の現状を把握するとともに、同時に年次的な更新・耐震化計画の策定に繋げる。
ライフサイクルコストの低減化	・ ライフサイクルコストの低減化を図るため、今後の改築更新にあたっては建設コスト、維持管理コストを精査するとともに、将来の需要見直しを含め、施設規模の妥当性を評価し、十分な材料を基に検討した上で慎重に判断し取り組む。
耐震化事業の推進	・ 本市の中心市街地は、400 年ほど前に松江城築城にあわせて湿地帯を埋め立て造成されたもので、大規模地震発生に伴う液状化が懸念される。そのため、液状化が懸念される地区における施設・機器の現状を調査、把握し、耐震化並びにマンホールの浮上防止対策等を推進する。

施策の方向性	取り組み内容
上下水道の経営における視点	・ 松江市人口ビジョンに基づき水需要計画を見直し、ダウンサイジングやスペックダウンを検討するとともに、投資計画・財政計画の平準化に伴うローリングを図り、健全経営の持続に努める。

第5章 計画の推進に向けた取り組み

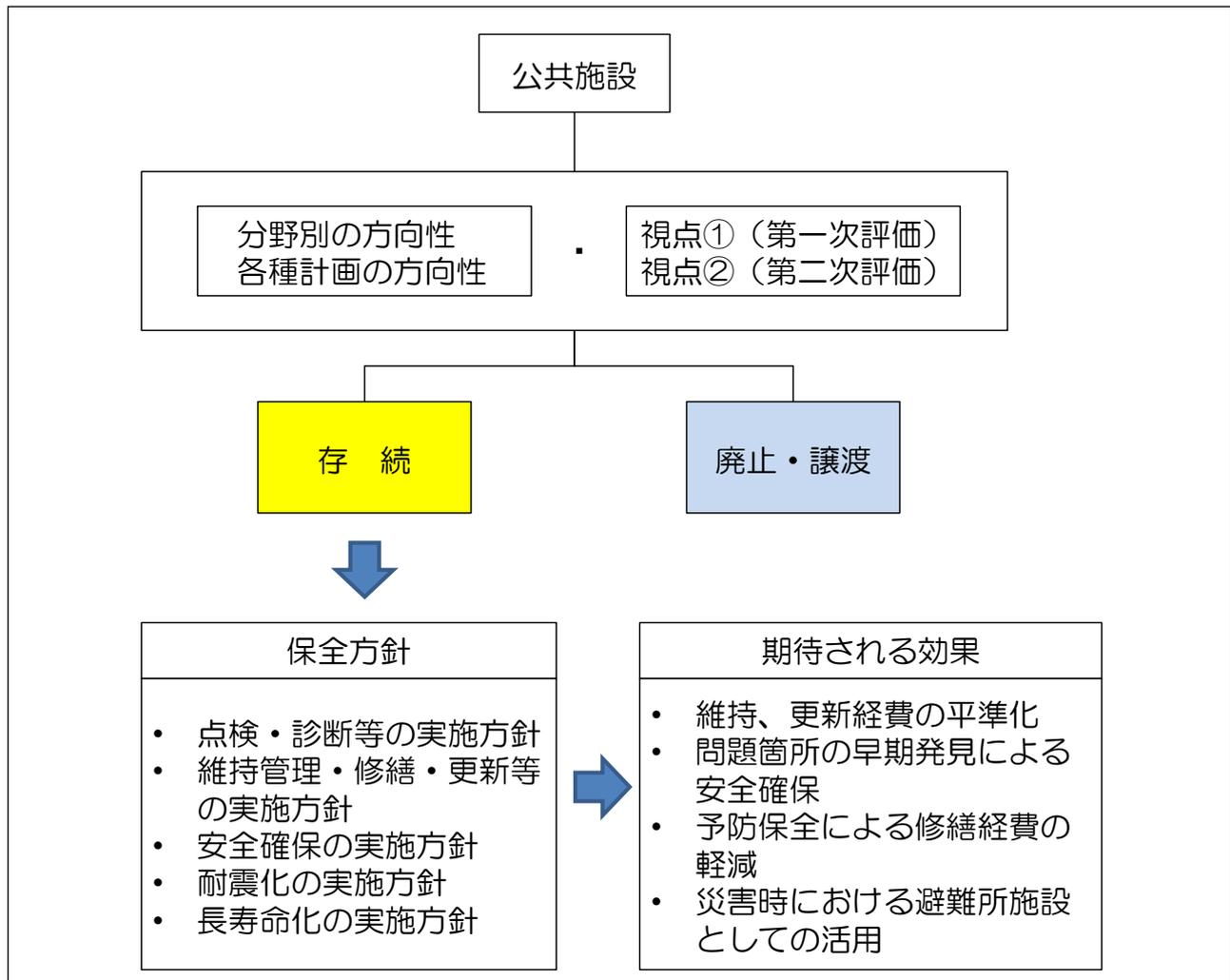
第5章 計画の推進に向けた取り組み

1. 公共施設等の管理に関する方針

本計画第4章に記載のとおり、本市では、公共施設適正化を推進するためのルールを定め、施設評価をしています。このルールに従い「存続」と区分された施設については、保全方針に沿った計画的な保全を実行し、建物の長寿命化や運営コストの最適化に努めます。一方、「存続」に区分されない施設については、廃止・譲渡等の検討を行い、地域関係者等との協議を経たうえで、速やかに適正化を実行します。

なお、「存続」と区分された施設についても、随時、施設内容や運営面を見直しながら単に全ての施設を長寿命化するのではなく、複合化・多機能化を図るとともにライフサイクルコスト（LCC）を考慮した減築等も選択肢とします。

図表 5-1 保全するまでの流れ



※ライフサイクルコスト(LCC)とは、一般的には建物の設計・建設費などの初期投資、施設の運用開始からかかる維持・運用・管理費、改修のための投資や解体処分までの建物の一生に必要な費用をいう。

(1) 点検・診断等の実施方針

従来からの対症療法的な事後保全ではなく、計画的な予防保全の視点から点検・診断等を実施することとします。

なお、今後も存続する公共施設については、劣化の状況を継続的に調査することとし、調査結果はデータベース化・カルテ化し、カルテを組織横断的に管理することで、建物の日常管理や課題の共有化に活用します。

インフラに関しては、各施設の特性に合わせて、予防保全型や事後保全型等の手法を選択しますが、道路構造物の橋りょう・トンネルについては5年に1度の義務点検、その他の道路付属物については計画的に点検を実施し長寿命化を図ります。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等を長期間、適切に維持していくうえでは、日常的・定期的な点検結果に基づいた維持管理・修繕・更新を実施していく必要があります。適切な周期で修繕・改修を行うことで、建物やインフラを良好な状態で維持します。

維持管理等については、指定管理者制度の導入や一括管理業務の発注により、コストの削減を図ります。

また、修繕・更新については、施設評価による優先順位の高い施設から予算の範囲内で実施することとします。

(3) 安全確保の実施方針

日常点検、法令等に基づく定期点検等により、危険性が認められた場合には利用の制限等必要な措置を講じたうえで、応急処置や改修工事を実施します。ただし、利用状況、市民ニーズやコスト状況によっては、施設の休止又は廃止も検討します。

なお、未利用となっている施設についても倒壊等の恐れがある場合は、除去等の検討を行い安全確保に努めます。

道路や橋りょうは、日常的なパトロール等により損傷個所の把握に努めるほか、地震や台風等の自然災害発生時には異常時点検を適時行います。

(4) 耐震化の実施方針

多くの市民が利用する施設等については、地震などの災害時に備えて耐震性が確保される必要があります。本市では、平成20年度に「松江市耐震改修促進計画」を策定していますが、耐震診断の結果を踏まえて、耐震化が十分でないものについては、施設優先順位の高い施設から順次耐震化工事を実施します。

インフラに関しては、地方版総合戦略における「安全・安心なまちづくり」の視点で耐震化の取り組みを進めます。

(5) 長寿命化の実施方針

今後も存続する公共施設については、定期的な点検や修繕による「予防保全」に努めることで、平均的な耐用年数以上に施設を利用できるよう、長寿命化の取り組みを推進します。なお、これらの公共施設についても、減築、低未利用部分の有効活用、施設稼働率の向上および運営費用の削減に向けた取り組み等、効率的・効果的な施設運営に努めることで、財政負担の削減に努めます。

インフラに関しては、重要度に応じて予防的な修繕を計画的に実施し、健全度等を回復させることにより長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。

2. 計画の推進に向けた取り組み

(1) 全庁的な推進体制の構築

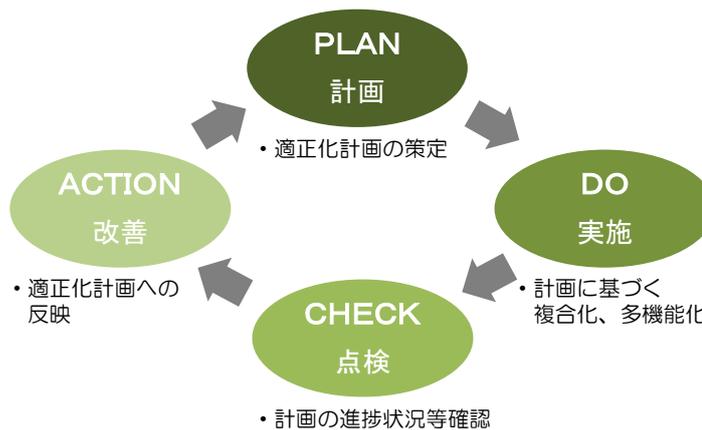
本市が保有する土地・建物について「行政財産」「普通財産」の別によらず、全てを経営資産として捉えつつ、公共施設としての提供から未利用財産の処分まで、常に、保有資産の有効活用を図り、PDCA サイクルに基づき資産マネジメントを推進します。

よって、公共施設の更新（大規模改修、建替え）を行う場合には、各部署が単独で計画を推進するのではなく、公共施設適正化計画を所掌する資産経営課が中心となり、原則として全ての施設計画に係る事前協議を行うこととします。さらに、事務系職員、技術系職員、それぞれの視点から、公共施設の現状を把握して、常に有効活用がなされる方向での提案を促します。

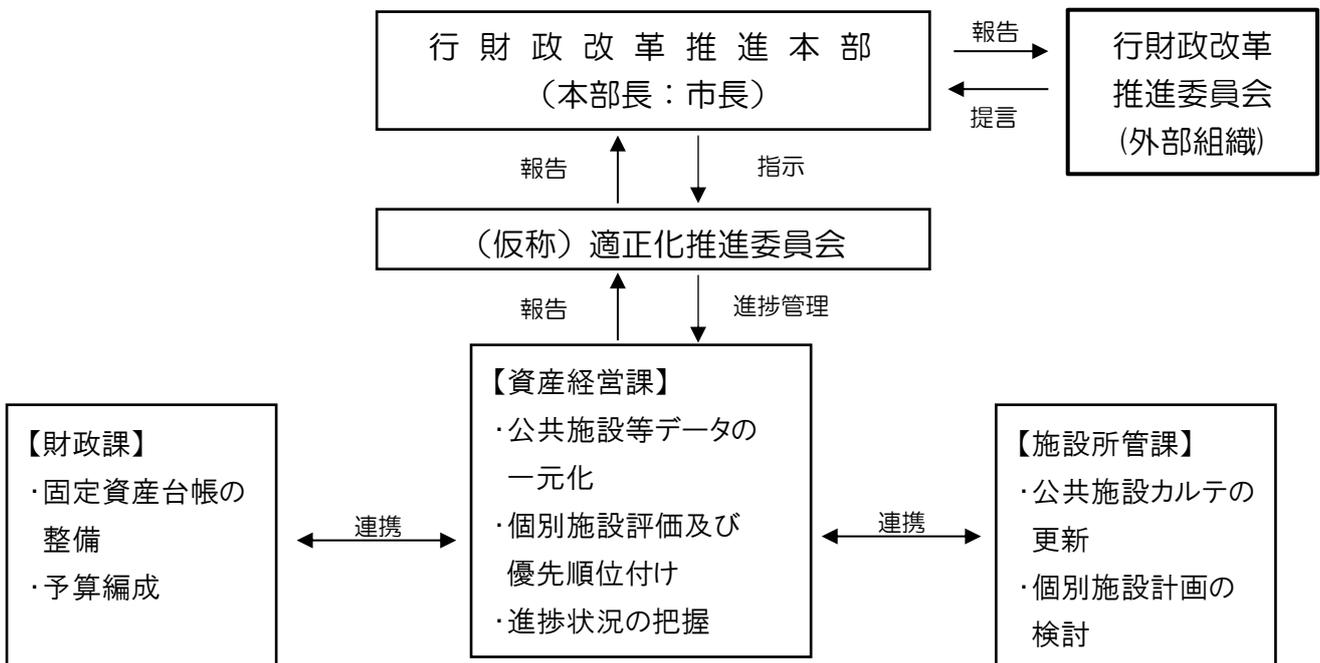
これらの取り組みを通じ、各施設の所管課を中心に施設更新・管理等を実施する縦割り型の取組体制から、所管課の枠を超えた全体的な判断を行う一元的・横断的な取り組み体制への移行を進めます。

なお、公共施設適正化の取り組みの進捗管理については、有識者・各種団体の代表や市民で構成された外部組織からの提言をもとに実施することとします。

図表 5-1 PDCA サイクル



図表 5-2 公共施設マネジメントの推進体制（イメージ）



(2) 情報の共有化

公共施設等を適正化するにあたっては、コスト情報、躯体状況、利用状況等を把握・分析する必要があります。そのため、施設所管課との連携のもと、更新されたデータを資産経営課で一元的に管理し、それらのデータを庁内で共有するとともに、資産経営課が全体の施設データと個別施設の状況等を踏まえたうえで施設所管課との協議により、個別施設計画の検討を行います。

(3) PPP/PFI の活用

本市では、すでに指定管理者制度の導入や民間譲渡等、民間活力の導入に向けた取り組みを推進しています。今後は、さらに民間事業者の資金やノウハウを活用して施設の整備、更新、維持管理、運営をより効率的・効果的に行う手法を積極的に検討することにより、財政負担の軽減と行政サービスの向上に努めます。

- ※ PPP(Public Private Partnership : パブリック・プライベート・パートナーシップ)とは、行政主体による公共サービスを、行政と多様な構成主体との連携により提供していく新たな考え方。民間委託、PFI、指定管理者制度、民営化、地域協働、産学公連携等を含めた公民連携手法の総称。
- ※ PFI(Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う新しい手法。

(4) 広域利用の推進

市民の日常における生活圏は、交通手段や情報通信技術の発展により、単一自治体の行政区域から複数の行政区域への広がりをみせています。各自治体が厳しい財政事情を抱える中、今後は行政運営においても、近隣自治体と連携して取り組むことで、各自治体にとってもより効率的・効果的に各種施策を推進できると考えられます。

本市では、効率的な市民サービスを実現するため、本市が属している「中海・宍道湖・大山圏域市長会」構成自治体との連携による公共施設の相互利用・共同運用について検討します。

(5) 市民との情報共有

本計画を推進するためには、市民と行政が現状や課題を共有し、公共施設等の適正化の必要性を理解したうえで進める必要があります。そのためには、取り組みを市報・ホームページ等へ掲載するとともに、出前講座や地元説明による積極的な情報提供を行い、市民との情報共有を図りながら最終的な市の方向性を判断します。

《計画の着実な遂行に向けて》

日本は平成 20 年をピークに人口減少に転じ、更なる少子高齢化を伴いながら、今後加速的に進むと推計されています。一方、本市においては、平成 15 年を境に人口減少社会に突入しており、今後もこの状況は続くものと考えています。また、財政面においては、歳出に占める扶助費の割合はますます増加し、税収や地方交付税の減少が見込まれる中、厳しい財政運営が予想されています。

そのような中、本市は平成 17 年以降 9 つの自治体が合併して誕生したこともあり、同じような人口規模の都市と比べて施設の保有量が多いことが大きな課題となっています。今後、公共施設を全て維持していこうとすると、老朽化による修繕・更新に多額の経費が必要です。また、道路・橋りょう・上下水道などの市民生活の基盤となるインフラを適切に維持管理していくことにも経費がかかり、将来的に持続可能な財政対策が急務となっています。

公共施設の適正化とは、市が保有する多種多様な公共施設を将来にわたり持続可能な量と質へと転換する取り組みです。市民や地域にとって必要な機能を見極め、できるだけ早く公共施設の適正化を進めることが、本市の財政健全化に繋がり、また、今後も維持していく施設を適切に管理することで、安全・安心な施設利用にも繋がります。

適正化の基本的な考え方については、平成 26 年 9 月に策定した「松江市公共施設適正化基本方針」に掲げる適正化 5 原則に基づき進めていくこととなります。そして、本計画は、30 年後に設定した目標値の達成に向けて取り組む実施計画にあたるもので、特に、平成 28 年度からの 5 年間で第 1 期計画と位置付け、76 施設について適正化の方向性を示しました。

その際の施設の絞り込みにあたっては、適正化を推進するためのルールを定め、そのルールに従い、既に策定している各種計画等と整合性を取りながら、施設の老朽化の状況、利用状況、運営コストなどによる施設の評価、また、その施設が地域内で担う機能の必要性など総合的に判断し 1 期計画の対象としたものです。今後、地域関係者との協議を経たうえで最終判断をしていきます。また、今回方向性が示されていないその他の施設についても、随時ローリングをかけて対象施設や実施時期の見直しを行いながら、適正化の取り組みが可能となったものから順次計画に反映していきます。

一方、インフラは日常生活や経済活動に欠かすことができないものであり、公共施設のように総量縮減することは現実的に困難です。また、老朽化やメンテナンス不足は重大事故に直結し、市民の安全・安心な生活を脅かす恐れもあります。

このことから、インフラは適切に維持・修繕することが必要で、その財源を確保するためにも、公共施設適正化の取り組みは着実に実施していかなければなりません。施設の民間譲渡や廃止、複合化・多機能化など、様々な手法を取り入れながら保有する施設の総量を減らし、施設にかかるコストを縮減するとともに、さらには未利用財産の売却を促進し財源確保に努めます。

本計画は、地域及び施設の利用者の皆さまにとってすぐには受け入れにくいことかもしれませんが、市民の生命を守り、将来を担う若い世代に大きな財政負担を先送りしないためにも、公共施設の適正化を先延ばしにしないことが重要です。本市として、優先すべきものがなにかを見極め、将来にわたる持続可能なまちを目指し、公共施設の適正化を精力的に取り組んでまいります。